

太平天国前夜の広西における社会変容 ——台湾故宫博物院所蔵の檔案史料を中心とした分析——

菊池 秀明

はじめに

中国近代史において太平天国運動（1850年～64年）が与えた衝撃の大きさを否定する人はいないであろう。むしろ現在は太平天国を「中国革命の先駆者」として過大に賞賛する研究は存在しない。むしろ近年は都市の知識人が経済的に立ち遅れた農村を蔑んだり、現体制にとって脅威である法輪功との類似点ゆえに、辺境の農村で生まれた民間宗教を母胎とする太平天国を「邪教（カルト宗教）」に煽動された破壊的運動と見なす傾向がある。

これら時代の政治的要請に基づく見方を除くと、太平天国の実像とその後世に与えた影響についてはなお未解明の部分が少なくない。またアメリカの歴史学者コーエンは、かつて太平天国をあくまで清代中国の社会矛盾の中から生まれた運動と位置づけた¹⁾。だがその社会矛盾とは具体的にいかなるもので、近代の中国社会にどのような特質をもたらしたかという点については、検討の余地が多いにあると考えられる。

本稿は以上のような問題意識に基づき、太平天国の発祥地である広西が蜂起前夜にかかえていた社会矛盾について検討する。すでに筆者はフィールドワークで収集した族譜史料（日本の家系図に相当）に基づき、金田村のある広西東南部が清代に開発の進んだ移民社会であったこと、社会的上昇をめざす移民のエネルギーが激しい競争を生み、成功を遂げた科挙エリートと非エリートとのあいだに深刻な対立が発生したことを指摘した²⁾。

ただしこれらの分析は共時的な社会構造の把握に重点を置いたため、19世紀前半という時代に固有な歴史事象に関する通時的な分析は今後の課題に残された。また太平天国運動が何故あれだけの規模に発展出来たのかという問いに対しては、当時の中国各地の状況と比較しながら検討することが不可欠になる。

そこで本稿は筆者が1999年、2001年に台湾の故宫博物院で収集した檔案史料（宮中檔案および軍機処檔案）に基づいて分析を進める。これらの史料は地方官が皇帝に対して提出した行政報告であり、官界にありがちな粉飾や虚構ゆえにそのまま事実を反映しているとは限らない。だがそれは同時代に記されたという点で貴重な第一次史料であり、当時の行政がいかなる問題に注目し、どのような認識を持っていたかを教えてくれる。

また檔案史料が最も有用なのは幾つかの重大事件について、当事者の供述を含めて他の追従を許さない詳細な記録を残した点にある。本稿は檔案史料の持つこれらの特徴を活かしつつ、地方志などジャンルの異なる史料と関連づけた分析を行なう。こうした作業によって

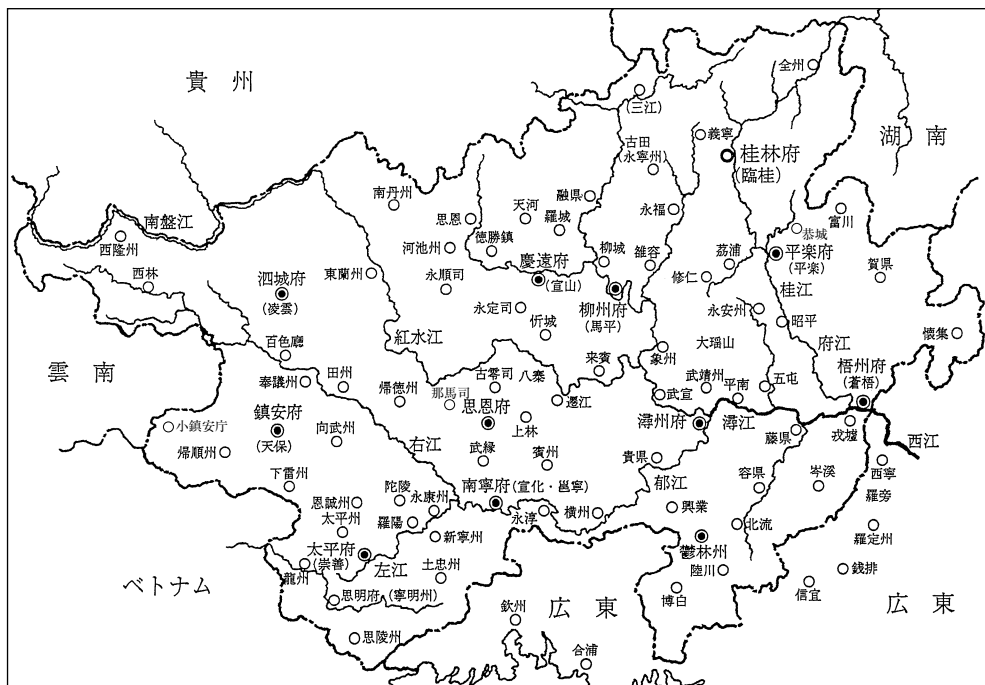
19 世紀前半という時代が中国にとっていかなる時代であったのか、太平天国が全中国的な運動として近代中国に深い影響を与えた理由が何であったのかを考察する一階梯としたい。

1. 開墾の進展と耕地所有をめぐる争い—— 3 つの京控事件から——

かつて広西は「瘴気の地」と呼ばれ、漢族による耕地の開墾が遅れた辺境であった。19 世紀にはこうした状況に変化は見られたのであろうか。道光 25 年 (1845) に広西巡撫周之琦はこの地区の荒地について次のように上奏している。

粵西は至るところが山で、田畑は多いものの、山中にあるものが半分を占める。しかも苗 (ミャオ族)、瑤 (ヤオ族) や漢 [人]、土 [人] (チワン族をさす) が雑居しており、土地はみな痩せていて沃土は少なく、平原に広がる荒地などは存在しない。たまに官荒 (官の所有する荒地) もあるが、おおむね砂や石が混じり、耕地に出来ない場所ばかりで、他省の荒れた空き地とは異なる。

このため通例では上、中則の水田一畝と旱田三畝、下則の水田五畝と旱田十畝以下は課税を免除し、人々の開墾に任せて課税してこなかった。各地の官山や空き地は、毎年規則に照らして開墾を勧め、もし開墾を申し出る者がいれば、届け出先の地方官がみずから調査して、証明書を与えて開墾を認めた。道光元年 (1821) から現在に至るまで、平楽府の恭城県、思恩府の武縁県、上林県、鎮安府の小鎮安通判並びに天保県、帰順州、鬱林州の興業県などで数畝から数十畝の開墾地が報告された。調査後に



広西省地図 (明清時代)

取り決めに従って課税し、帳簿を作成して題本によって上奏した。

[これらの地は] みな民間人が開墾を報告してきたもので、[官が] 値段を定めて買い集めたものではない。その上申されていない部分についても、調べたところ私墾や税逃れの弊害はなかった。また民間人が争ったために没収したり、開墾を禁じた荒地については、禁止してすでに時間が経過しており、官が開墾を勧めて廃棄させないように努める必要がある。そこで度々布告を出して買い手を募ったが、土地が痩せ民は貧しいために引き受けようとし³⁾ない。

これによると広西は岩山の多いカルスト地形のために土地が痩せ、荒地の中には開墾が出来ない場所も多かった。政府は小規模な開墾地の課税を見送るなどの措置を取り、1820～40年代にも一定の成果が報じられた。だが没収地や開墾を禁止してきた荒地の開墾を勧めても、人々は貧しいために応じようとしなかったとある。

それでは実態はどうだろうか。【表1】は嘉慶、道光年間の広西で報告された荒地開墾に関する一覧表であるが、その規模は「数畝から数十畝」との言葉通りに少なめで、地域も天保県、奉議州、帰順州など広西西部の旧土官統治区にはほぼ限定されている。また申告数が多い天保県の場合、乾隆2年(1737)から嘉慶4年(1799)までの墾田面積が15,892畝余りであったのに比べると、19世紀のそれは4,392畝余りとペースが落ちており、広西における開墾事業はピークを過ぎていたことが窺われる⁴⁾。

【表1】 嘉慶・道光年間広西の荒地開墾（『清実録』より作成）

No	年代	開墾面積	関連史料	出典
1	嘉慶元年 (1796)	水・旱田 544畝	賓[州]・天保[県]・奉議[州] 三州県開墾水旱田五頃四十四畝有奇、照例陞科。	『仁宗実録』巻7
2	嘉慶3年 (1798)	旱田 51畝 水田 68畝	宣化・天保二県開墾旱田五十一畝有奇、水田十七埠有奇、照例陞科。	同上書・巻33
3	嘉慶5年 (1800)	水田 368畝	天保県開墾水田九十二埠有奇、照例陞科。	同上書・巻72
4	嘉慶6年 (1801)	水田 180畝	天保県開墾水田四十五埠有奇、照例陞科。	同上書・巻86
5	嘉慶9年 (1804)	水・旱田 1155畝	遷江県・天保二県開墾水旱田一十五頃五十五畝有奇、照例陞科。	同上書・巻131
6	嘉慶11年 (1806)	開墾田 31畝 水田 192畝	天保[県]・奉議[州]・鬱林[州] 三州県開墾田三十一畝有奇、水田四十八埠有奇、照例陞科。	同上書・巻165
7	嘉慶12年 (1807)	旱田 292畝 水田 84畝	小鎮安廳・天保県開墾旱田二頃九十一畝、水田二十一埠、照例陞科。	同上書・巻183
8	嘉慶13年 (1808)	水田 64畝 旱田 10畝	天保[県]・奉議[州] 二州開墾水田十六埠有奇、旱田十畝有奇、照例陞科。	同上書・巻197
9	嘉慶15年 (1810)	開墾田 56畝	天保県開墾田十四埠有奇、照例陞科。	同上書・巻234
10	嘉慶16年 (1811)	水田 168畝	天保[県]・奉議[州] 二州県開墾水田二十四埠一伯七十畝、照例陞科。	同上書・巻246
11	嘉慶18年 (1813)	水田 92畝	天保[県]・奉議[州] 二州県開墾水田二十三埠有奇、照例陞科。	同上書・巻271
12	嘉慶20年 (1815)	水田 132畝	天保県開墾水田三十三埠有奇、照例陞科。	同上書・巻309

No.	年代	開墾面積	関連史料	出典
13	嘉慶22年 (1817)	水田 188 畝	天保県開墾水田四十七埜有奇、照例陞科。	同上書・巻 333
14	嘉慶23年 (1818)	旱田 1,231 畝 水田 58 畝	小鎮安 [廳]・天保 [県]・婦順 [州] 三廳州県開墾旱田十二頃三十一畝有奇、水田十四埜一伯、照例陞科。	同上書・巻 345
15	嘉慶25年 (1820)	水田 118.5 畝 旱田 220 畝	天保 [県]・婦順 [州] 二州県開墾水田二十九埜一伯一伍、旱田二頃二十畝有奇、照例陞科。	『宣宗実録』巻 4
16	道光元年 (1821)	水田 88 畝 旱田 104 畝	天保 [県]・婦順 [州] 二州県開墾水田二十二埜、旱田一頃四畝有奇、照例陞科。	『宣宗実録』巻 4
17	道光2年 (1822)	旱田 443 畝 水田 92 畝	小鎮安通判所屬並天保県開墾旱田四頃四十三畝、水田二十三埜有奇、照例陞科。	同上書・巻 37
18	道光3年 (1823)	水田 64 畝	天保県開墾水田一十六埜……、照例陞科。	同上書・巻 55
19	道光4年 (1824)	水田 29.5 畝 旱田 82 畝	天保 [県]・婦順 [州] 二州県開墾水田七埜一什一伍、旱田八十二畝有奇、照例陞科。	同上書・巻 70
20	道光7年 (1827)	水田 6 畝	天保県開墾水田三埜有奇、照例陞科。	同上書・巻 121
21	道光10年 (1830)	水田 16 畝 水田 14 畝	開墾上林県水田一十六畝有奇、天保県開墾水田三埜一伯有奇、照例陞科。	同上書・巻 174
22	道光11年 (1831)	旱田 196 畝 水田 165 畝	平楽・思恩・鎮安三府屬開墾旱田一頃九十六畝、水田一十六埜一百一什有奇、照例陞科。	同上書・巻 198
23	道光13年 (1833)	水田 38 畝	天保県開墾水田九埜一伯、照例陞科。	同上書・巻 243
24	道光15年 (1835)	水田 23 畝	天保県開墾水田五埜一伯一什有奇、照例陞科。	同上書・巻 271
25	道光16年 (1836)	水田 42.5 畝	天保県開墾水田十埜一伯一伍、照例陞科。	同上書・巻 290
26	道光18年 (1838)	水田 35 畝	天保県開墾水田八埜一伯一伍、照例陞科。	同上書・巻 314
27	道光19年 (1839)	水田 32 畝	天保県開墾水田八埜有奇、照例陞科。	同上書・巻 326
28	道光20年 (1840)	水田 42 畝	天保県開墾水田十埜一伯、均照例陞科。	同上書・巻 342
29	道光21年 (1841)	水田 100 畝	天保県開墾水田二十五埜有奇、照例陞科。	同上書・巻 358
30	道光24年 (1844)	水田 46 畝	天保県開墾水田一十一埜一伯、照例陞科。	同上書・巻 408
31	道光25年 (1845)	水田 52 畝	天保県開墾水田二十五埜有奇、照例陞科。	同上書・巻 421
32	道光26年 (1846)	水田 11 畝	天保県開墾水田十三畝、照例陞科。	同上書・巻 433
33	道光28年 (1848)	水田 20 畝	天保県開墾水田五埜有奇、照例陞科。	同上書・巻 459
34	道光29年 (1849)	水田 8 畝	天保県開墾水田二埜有奇、照例陞科。	同上書・巻 472

註：「埜」「伯」「什」「伍」はいずれも広西特有の単位で、1 埜は 4 畝、1 伯は 2 畝、1 什は 1 畝、1 伍は 5 分に相当する（嘉慶『広西通志』巻 155・経政略五・田賦一）

こうした開墾事業を実質的に担ったのは、多くの場合地域リーダーとして台頭してきた有力移民であった。例えば慶遠府宜山県では乾隆年間に「土民」の陳子仁（原籍広東惠州）らが政府から銀 2,400 両を借り受け、灌漑設備を築いて 6,200 余畝の開墾を行なった⁵⁾。また

政府も開墾の奨励や集約的な農業技術の普及に努めた。広西・広東省境の廉州府合浦県では知府周碩勳らが水車を作って各地で実演させると共に、豊かな江南出身者を招いてモデル開墾を行なわせ、その集約的な農法を地元の者に学ばせたとある⁹⁾。

さて開墾の進展によって発生する問題は、事業を担った人々の成長に伴う社会関係の変化と、耕地の所有権をめぐる競争や対立の激化であった。幸い檔案史料には 2 つの広西の「京控」すなわち地方で解決されず、北京の都察院などに持ちこまれた訴訟事件の報告が残っている。以下ではその内容から開墾が社会に与えた変化について考えたい。

【ケース 1】元遷江県生員凌煥の京控事件（嘉慶 6 年・1801）⁷⁾：元遷江県生員の凌煥は、同族で監生の凌漢芳が隠し田によって租税を滞納していること、県の教官が隣県である賓州の科挙受験生に不正な越境受験を認め、賄賂を得ていると訴えた。

広西巡撫謝啓昆の調査によると、遷江県の十五所⁸⁾は明代に世襲の軍官が置かれた地で、屯田制度が行なわれて税が免除されていた。清初に軍官が廃止されると、その子孫が所目として耕地を管理することになり、小作料に応じて一定の税を納めたが、耕地の丈量は行わなかった。乾隆年間に第一所の所目だった凌鎮安の長男が病死すると、従兄弟で生員の凌鎮廷（凌煥の祖父）は長房（長男の家系）が継承していた所目の管理地を奪おうと図った。凌鎮安がこれを拒否すると、凌鎮廷は凌鎮安が土地税を滞納していると訴えた。

この訴えを受けた地方政府が調査をしたところ、感安村一帯に 2,500 畝余りの「溢田（湿地を利用した田）」を発見した。だがこの耕地は「泥の底は岩で、土地もやせており、一年耕したら必ず二、三年休ませて、糞や草を入れて地力を回復させなければならない」とあるように条件は劣悪だった。結局政府は 3 畝を 1 畝として換算し、下則旱田の例にならって 10 年後に課税することにした。凌鎮安と凌鎮廷が死んだ後、凌煥はこの地の所有権が最初に丈量を申し出た自分達にあると主張したが、その訴えは斥けられた。むしろ凌煥は「長房の所業を奪わんと謀り、訴訟を続けた」との理由で生員資格を剥奪された。

ところで凌煥の父親である凌天澤も資格を剥奪された生員であった。そのきっかけは乾隆年間に遷江県の科挙エリートが書院の建設を計画した時、賓州人の陸揚ら 16 名が資金の援助と引き替えに、試験の容易な遷江県で受験させてほしいと申し出たことにあった。遷江県のエリートたちはこれを認め、銀 1,280 両の寄付を受け取った。そして彼らは陸揚らの原籍地が遷江県で、いま移住先の賓州から遷江に戻って受験することを望んでおり、許可して欲しいと県に働きかけた。

このとき遷江県のエリートたちは連名の請願書を作ったが、申請人の一人として自分の名前が無断で使われた事実を知った凌天澤は、陸揚らに謝礼を要求して拒絶された。またこの頃発生した殺人事件で凌天澤は訴訟を唆したという嫌疑を受け、生員資格を剥奪された。これに不満を抱いた凌天澤は、遷江県教諭の韋鑒らが寄付を名目に越境入学を認め、銀 160 両の賄賂を受け取ったと告発した。だが調査によって凌天澤のウソが明らかになると、処罰を恐れた凌天澤は再三の呼び出しに応じなかった。

さて凌煥はふたたび長房の凌漢芳が隠し田を持っていると告発するに当たり、越境受験をめぐる賄賂問題を併せて訴え、父親である凌天澤の生員資格を復活させようとした。また凌煥は自分の訴状が取りあげられるように、凌漢芳が小作人に命じて暴行や掠奪を行わせ、下層役人と結託して人々を搾取しているという偽りの弾劾を行なった。

これらの事実が判明した結果、凌煥は誣告の罪で流刑となった。また越境入学を試みた陸揚らは生員資格を剥奪され、寄付金と引き替えに彼らの受験を受け入れたエリートたちは労役の罪を課せられた。

【ケース 2】 忻城県元監生韋思信の京控事件（道光 7 年・1827）⁹⁾：忻城県の元監生である韋思信は土知県（少数民族地区を統治する世襲官吏の一種で、土官あるいは土司と総称される）の莫世禧が彼の財産を奪い、これを訴えた姪の韋徳祖を殺害したこと、広西の地方官が莫世禧を庇って毒殺の証拠を隠蔽したと訴えた。

両広総督李鴻賓の報告によれば、韋思信の祖先は康熙年間に土知県莫氏の許可を得て板兒村の「官荒地」を開墾した。毎年収穫に応じて銀を納め、土知県の公費に充てた。また韋思信の父親である韋廷瑞は、乾隆年間にチワン族の盧扶遠らと木林村にあった土官の所有地である「官田」を、銀 500 両で借り受けてこれを耕作した。さらに韋廷瑞は土官の一族である莫尚仁らが売りに出した那頼村などの官田を買い、黄扶鸞らに小作させていた。

道光 2 年 (1822) に黄扶鸞らは広西で土官統治区の官田について調査が行なわれ、売却後 5 年経った官田は土官に返却させる規則があることを知った。黄扶鸞らは韋思信の小作料が土官のそれよりも高額なため、宜山県に「小作料を土官に返す」ことを申し出ると共に、審査が終わらぬうちに小作料を莫世禧に納め始めた。これに不満を抱いた韋思信は彼の母親が莫世禧の父や兄に銀 1,500 両を貸したこと、韋思信も莫世禧の借金とその利子 420 両を立て替え、いずれも返却されていないことを思い出し、広西の各地方官に「莫世禧が救済の名のもとに財産を奪った」と訴えたが決着はつかなかった。

道光 4 年 (1824) に韋思信は姪の韋徳祖を代理人に立てて広州の両広総督衙門に上告した。韋徳祖は審査のために広西へ送り返されたが、途中病気にかかり馬平県で死亡した。知らせを受けた韋思信が遺骨の検分を求めたところ、調査官がよく洗わなかったために骨が黒ずんでしまい、韋思信はそれが毒殺された証拠だと思いこんだ。韋思信がこれを殺人事件として広西巡撫衙門に訴えると、再調査が行なわれて毒殺の可能性は否定された。だが韋思信は納得せず、広西の地方官が土官である莫世禧を庇い、殺人の事実を隠蔽したに違いないと考えて北京の都察院に訴え出た。

結局李鴻賓によって毒殺の可能性は再度否定され、韋思信が「民田」だと主張した那頼村一帯の耕地も「(忻城県は) みな土司の土地であり、民田は存在しない」との理由で土官の官田であると判定された。韋思信は誣告の罪で流刑となり、勝手に小作料を莫世禧に納めた黄扶鸞らも笞打ち刑となった。木林村の官田は嘉慶 5 年 (1800) の規定に従って土官への返却が命じられたが、紛争の発端となった那頼村の官田については転売を重ねた土地であった

ことを配慮し、2年分の小作料が韋思信に与えられた。さらに韋氏が開墾した板兒村の官荒地については、従来通り韋氏の人々が小作することが認められた。

【考察】以上が2つの事件の顛末であるが、ここから当時の広西社会の特質として次のような論点を導くことが出来る。

その第一は生産性の低い耕地に対する開発の進展である。遷江県の事件を調査した謝啓昆は、その上奏の中で「粵西は土地が痩せ民は貧しく、土人は一年中農業に努めるが、他に生計の道はない。地形はみな山で、耕地も数寸掘れば岩に当たり、貧しい民が耕しても数年で地力がなくなる。開拓しては荒れてしまう場所が多く、一律に開墾地として課税することが出来ない」¹⁰⁾と述べている。じじつ広西では開墾が報告される一方で、維持できずに放棄された耕地が少なくなかった¹¹⁾。また中には地方官がみずからの業績を上げるために、誇大な報告をしていたケースもあった。乾隆初年に陳弘謀（広西臨桂県人）が広西巡撫金鉞の20万畝におよぶ開墾報告が虚報であると告発したのはその例である¹²⁾。こうした無理な開墾は投下された労働力を有効に活かせなかったばかりか、誇大報告に基づいて設定された税負担が人々に重くのしかかることになった。

次に指摘すべきは、訴訟の原告たちが所目や土官といった従来の地域リーダーとは異なり、開墾事業の担い手として成長し、生員や監生などの資格を獲得した一種の新興勢力であった点である。忻城県の韋思信一族は清初から土官の土地を借り受けて開墾を進め、土官の親族に銀を貸し与えるなど相当の財産を有していた。また遷江県の凌煥一家は祖父、父、本人の3代にわたって生員資格を獲得しており、遷江県内の「紳士」として請願書に名前を連ねるなどの政治的影響力を持っていた。

実際のところ彼らの存在は必ずしも既存の体制と対立するものではなく、それを補完する役割すら果たしていた。例えば凌煥と十五所所目の凌漢芳はもともと同族であり、韋思信と土知県莫世疇も「もとより恨みはなく」¹³⁾、土官親族の借金を肩代わりする関係であった。だが土官やチワン族の屯田兵（狼兵）が所有地を転売して窮乏し、既存の支配体制が維持出来なくなるという現実¹⁴⁾を前に、当局にとってこれら新勢力が社会に変容をもたらす潜在的脅威として映ったことは否定できない。

これら新興勢力に対する清朝の対応を示す1つの例は、土官統治区の少数民族が科挙受験を願い出る「土民応試」問題であった。遷江県における陸揚らの例が示すように、清代の広西では競争の激しい内地で科挙に合格できない読書人が、受験生の少ない辺境に不当に越境入学して生員資格を取得するケース（これを冒籍という）が見られた。また少数民族の中にもこれら漢族移民の受験熱に刺激され、科挙に応じる者が現れた。だがみずからの権力基盤が脅かされることを恐れた土官たちは、往々にして領内の少数民族が科挙を受験することを認めなかった。これが土民応試問題で、嘉慶10年(1805)に清朝は土官の官田を耕作している少数民族について、彼らが合格後に税の支払いを拒否せぬよう、官田を土官に返却することを条件として科挙受験を認めた¹⁵⁾。

嘉慶 19 年 (1814) に江南道監察御史の何彤然は、この政策が「いまだ画一を尽くしていない」と訴えた。彼の上奏によると、有能な土官は官田を耕作していない少数民族の科挙受験を認め、すでに多くの人材が生まれた。だが「貧劣な土官」は様々な口実をつけて受験を妨害し、これに耐えかねた少数民族の読書人が「紛紛として控訴」した。とくに多かったのは土官が官田の返却という条件を利用して、受験希望者の所有地である「民田」を官田と偽り、彼らの受験資格を奪い取ってしまう方法だった。何彤然は「民田は祖父の遺産やみずから購入した土地であり、もしこれを一概に退出させれば……、財産を失って流民となる。科挙試験は田畑や戸籍を審査基準とすることで越境入学を防いでおり、もし田畑がなければ戸籍の確認が出来ず、どうして試験を受けられようか」¹⁶⁾。とあるように、民田を耕している少数民族の科挙受験を認めるように主張している。

この上奏を受けた清朝は、両広総督蔣攸銛らに実態の調査を命じた。だが嘉慶 20 年 (1815) に出された報告は、焦点となるべき官田と民田の区別について「南寧、太平、慶遠、思恩、鎮安五府の土官地区の田畝は、『賦役全書』に各土司の官、民田の総数を記載するに止まり、官、民田がそれぞれどれだけあるのか分析していない」と述べるに止まり、「土官には抑えつけて受験を妨害した事実はない」¹⁷⁾と結論づけるなど不十分なものだった。この上奏によって少数民族は自分の所有地が民田であることを証明すれば受験が認められ、土官がこれを妨害した場合は処罰されることが確認されたが、それも官田、民田の内容やその実態が明確にされないままでは実効があらなかった。

【ケース 3】 那馬土巡検の元土目黄添保による京控事件 (道光 3 年・1823)¹⁸⁾：ここで我々は道光年間に発生したもう 1 つの京控事件を検討することにしたい。この年思恩府那馬土巡検の元土目だった黄添保は、土巡検の黄河原が「勒折浮収」即ち税の不当な取り立てを行ない、拷問の道具で少数民族を虐待していること、彼らの科挙受験を阻んでいると歩軍統領衙門へ訴えた。黄河原の父親である黄瑜も同様の告発を受け、道光元年 (1821) に解任処分を受けた直後だったため、事態を重く見た清朝は広西巡撫康紹鏞に調査を命じた。

それによると那馬土巡検は明代に土田州から独立して設置された土官で、人々を招いて開墾を行なわせた。その耕地は大きく 3 種類に分かれ、官田は毎年 1 畝あたり 500 斤の小作料を徴収した。また糧田は土地税である錢糧および土官の公費を納めるもので、役田は小作料ないし労働の義務が課せられた。他にも馬軍役田などが存在したが、これらは土官が公務を執行するための費用を小作料 (1 畝につき錢 400 文) として徴収していた。

那馬土巡検は多くの土官がそうであったように、乾隆年間から 1,200~1,600 畝の官田を「典賣 (質入れ)」した。嘉慶 5 年 (1800) に官田の土官に対する返却が命じられると、1 畝あたり 4~500 文の値段で 680~720 畝の官田を買い戻した。その結果失業したチワン族の陸世瑛らは、2 度にわたって黄瑜が「浮収科派を行ない、科挙受験を許さない」と北京へ訴えた。取り調べの結果黄瑜は「公務に廢弛」という理由で解任されたが、陸世瑛も誣告の罪によって処罰された。

さて黄添保は土官の糧田 30 畝を開墾し、銀 1 両 1 錢 4 分の土地税（1 畝あたり銀 3 錢 8 分）を払っていた。だが彼は道光元年（1821）、2 年（1822）の錢糧を滞納し、代理土官の黄河原から叱責された。これを恨んだ黄添保は、黄瑜親子が官田、馬軍役田の小作料を規定よりも多く徴収（官田 100 斤、馬軍役田 200 文）している事実を知り、官田を取り戻された黄成秀らと黄河原を訴えることにした。また彼は訴状が取りあげられるべく、黄河原が官族の黄璠、土役の黄富玉らの横暴を許し、彼自身も悪政を行っていること、陸世瑛の京控事件は広東、広西の委員による裁定が公正でなかったことなどを申し立てた。

康紹鏞の調査が始まると「黄添保の意図は官田、民田を区別して、その受験を許してほしいという点に重きがあった」とあるように、陸世瑛の訴訟事件でも取りあげられた土民応試問題が争点になった。黄添保は自分が糧田を耕作しているにもかかわらず、前土官の黄瑜が「民田を奴隸田として、概ね受験を許さなかった」と告発した。また乾隆、嘉慶年間で報告された官田の数が異なることを指摘し、黄瑜らが「民田を影射」すなわち官田へのすり替えを行なうことで、少数民族の科挙受験を阻んだと主張した。

だが調査によって黄瑜親子が黄添保の耕地を奴隸田とした事実はなく、彼らが錢糧を滞納したために、その親族の科挙受験が認められなかったことが判明した。また乾隆、嘉慶年間の報告で官田の面積が異なっていたのは「造田」つまり土官が官有の荒地を開墾した結果であり、それらの地は元々民田ではなかったことが明らかになった。さらに官田、馬車田の小作料が余分に徴収されたのは凶作や経費不足の結果であり、黄瑜親子が不当に搾取したのではないことが証明された。

これらの事実が解明されると、黄添保は土目経験者でありながら上官を告発した罪によって、家族もろとも極辺の地で従軍することになった。また黄添保の訴訟を経済的に支援する約束をした現職土目の曾美、黎世敬も解任処分を受けた。悪政の事実がなかった黄河原は無罪とされたが、官田と馬軍役田の小作料は原額通り徴収されることになった。

【考察】ここから窺われる第一の事実は、官田の返却という土官救済策が少数民族社会にもたらした波紋の大きさである。史料を見る限り陸世瑛、黄添保以外に「土民」の黄順泰、黄漢能、歐杰合、「官族」すなわち土官の親族である黄昌宣らが黄瑜親子を訴えていた。むろん告発の内容は土官の冠婚葬祭や漢人官吏の接待のために徴収される付加税、土官の多妻や妾問題など様々であった。だが訴えの多くが官田の返却期限である嘉慶 10 年（1805）以後に出された点から見て、この官田の返却問題が訴訟の多発と密接な関係にあることは否定できない。結局清朝は道光 3 年（1823）に土官が取り戻した官田を引き続き「原佃の土民」に耕作させ、彼らが失業しないように配慮しなければならなかった^{19）}。

また官田返却問題をめぐる訴訟事件の多発は、元々漢人官吏との接触を避ける傾向が強かった少数民族の間で、京控に代表される漢族的な慣行についても受容が進んでいたことを裏づける。当時清朝は「土官は往々にして田畑を借金の抵当に入れ、久しく取り戻すことが出来なかった。このため土官は日に貧しく、土民は日に悪賢くなり、加えて漢奸が中に入って

唆すために訴訟が頻発した」²⁰⁾とあるように、こうした変化が少数民族地区に入植した漢族移民の影響であるという認識を持っていた。

さらに注目されるのは陸世瑛の訴訟事件が土民応試問題に与えた影響である。この訴訟を担当した両広総督阮元らは、御史何彤然の上奏をめぐる議論の中に「民間で産業を置買した田は民田」という部分があり、それが少数民族と漢族移民の事例を混同した、誤った解釈であるとの理解を示した。そして道光2年(1822)に作成された「酌議土田考試各款章程」は、民田とは糧田すなわち清朝政府に土地税を納める耕地であり、小作料が土官の経費に当てられる耕地は開墾主体が誰であろうと官田のカテゴリーに入ること、その土地を耕す者に科挙受験は認められないことを確認したのである²¹⁾。

このように考えると、【ケース 2】において忻城県韋思信の開墾地が民田と認められなかった理由も明らかになる。総督李鴻賓は「莫世禧の供述によると、民田は(隣県である)宜山県に税を納めねばならず、官田は土司に納税するとのことだった」「これを韋思信に尋ねたところ、宜山県に赴いて納税したことはないと述べており、それが官田であることは疑いない」²²⁾と述べており、それは民田イコール糧田という理解に基づく限り「妥当な」解釈であった。無論こうした理解は清代をかけて進んだ開墾の進展やそれに伴う社会関係の変化を考慮していなかった。地方政府の関心は土官の没落を回避し、既存の統治システムを維持することに向けられていたのであり、開墾の担い手であった新興勢力を保護、育成しようとする視座は欠けていたのである。

2. 米と税をめぐる紛争と官民不信——阻米、抗糧事件と租税銭納問題

清代の広西が先進地帯である広東の穀倉地帯として開発され、大量の広西米が広東に搬出されたことは良く知られている。また税の徴収をめぐる様々な紛争は、当時の中国で焦点となった社会問題の一つだった。本節は米の搬出阻止、納税拒否に関する事件と税の内容、納税方法をめぐる訴訟などから、当時の官民関係を検討することにした。

【ケース 4】柳州における米の搬出阻止(阻米)事件(嘉慶14年・1809)²³⁾:この年4月4日に中部の要地柳州で、広西米の搬出を行なう広東商人の船に対する襲撃事件が発生した。広西巡撫恩長の報告によると、この年広東の米価が高騰し、広東から委員が広西へ派遣されて、米の運搬船を急ぎ広東へ出発させるように促した。このとき柳州府知府の李杭は柳州が米不足にならぬように、停泊していた47隻の運搬船に対して他地区から米を運んできた者はすぐに船を出して良いが、柳州で米を購入した者は全てを広東へ輸送せず、一部を柳州で売り出すように命じた。ところが広東の委員はどこで米を購入したかに関わりなく、全ての船を出発させようとした。

もともと柳州では広東商人が冬のあいだに農村で米を買い集め、川の水かさが増す春を待って米を広東へ運んでいた。前年(1808)の作柄は平年の8割程度であったが、人々は商人が米を柳州で売ろうとしないため、端境期に米価が高騰するのではと不安を募らせた。この

ため城内では「船の出発を許すな」との声があがり、広東商人も妨害を恐れて船を出帆させようとしなかった。生員の王振宇らは馬平県知県の許庭梧に働きかけ、「二割を売り出して人々の食を助けよ」との命令を出させたが、商人たちは聞きいれなかった。柳州に駐屯している広西提督の胡天格も同様の調停を試みたが、結果は同じだった。

4月3日に広東の委員が柳州に到着し、翌日全ての運搬船が広東へ向けて出帆することになった。支度を始めた船の水夫たちが市場で一斉に米を買ったところ、慌てた地元民のあいだに米を買い求めるパニック現象が広がった。米価は1升当たり銭4文に跳ね上がり、人々はさらに値上がりするのではと恐れた。

このとき柳州城の兵卒だった張義（馬平県人）は市場の混乱ぶりを見て、運搬船の出発を阻止しようと考えた。彼は人々に「船に行って棹や櫂を奪い、出発できなくしてしまえば、ここで米を売らせることが出来るぞ」と叫んだ。すると兵隊仲間の劉玉魁や民間人の馬士亮など29名が呼びかけに応じ、近くにいた「無頼の徒」と共に船に乗り込んで、防ごうとした船員と争いになった。張義らは石や棒で船を壊したり、桶で水を船に汲み入れて運搬船2隻を沈没させた。また4隻の船が大破し、積まれていた米が川中に沈んだ。

通報を受けた知府李杭らが取締りに向かうと、人々はみな逃亡し、やがて張義らは捕らえられた。当時船が積んでいた穀（粳米）28,212石、米307余石のうち、損失額は穀12,743石、米298石余りに及んだ。李杭らは事態の收拾を図るため、残った穀15,469石のうち他地区で購入した6,879石をすぐに広東へ出発させると共に、柳州で買い集められた8,590石については地元で留め、売りに出すことで米価を引き下げることにした。事件の首謀者となった張義は辺境へ流刑となり、政府に調停を働きかけた王振宇らは生員資格を剥奪された。また事件の発生を未然に防げなかった知府李杭、知県許庭梧も処分を受けた。

【ケース5】桂林における納税拒否（抗糧）事件（嘉慶13年・1808）²⁴：この年5月11日に桂林府臨桂県で、連行途中だった租税の滞納者が奪い返され、催促のため派遣された官吏が暴行を受けたばかりか、恐喝されるという事件が起きた。

巡撫恩長の報告によると、暴行を受けたのは六塘司巡検の周以炳で、桂林府知府から命じられて各地を廻り、未納者に対する督促と糧差（徴税吏）の不正を調査していた。税を滞納していたのは秧塘村の周培叙で、地丁銀（土地税）など銀19銭7分、米7斗余りを払っていなかった。秧塘村に到着した周以炳は村内の質屋に拠点を構え、早速周培叙に対して納税を迫った。困った周培叙は村内に住む友人で、「游手無業」の乱暴者だった劉老六に「自分が捕まったら、子供や姪と協力して奪い返してほしい」と頼んだ。日頃好漢を自負していた劉老六はこれに応じ、それぞれの息子や姪と共に周培叙の後を追った。

周培叙が出頭すると、周以炳は彼を訊問し、すぐに完納できないなら臨桂県まで連行のうえ追徴しようと考えた。周培叙がこれを拒否すると、周以炳は周培叙を打ちすえ、県まで護送するように命じた。周培叙が逮捕されたと知った劉老六は、店にかけつけて「差役を店の中に留めて人を捕らえさせるとは何事だ」と大声でどなった。周以炳は劉老六を捕らえさせ、

一緒に臨桂県城に連行することにしたが、劉老六は「ますます咆哮」した。

このとき劉老六、周培叙の息子や姪たちが質屋に到着した。劉老六の号令によって彼らは糧差たちに殴りかかり、周以炳の乗っていた竹轎を打ちこわした。劉老六もみずから鎖を外し、「差役だけでなく役人も殴ってやる」と叫んで竹板で周以炳を殴りつけた。周以炳が襲われているのを見た糧差たちは、慌てて周以炳を救い出して店の裏庭に匿った。

劉老六は官吏を殴った罪は重いことを思い、周以炳を探し出して「差役が誤って〔周培叙を〕逮捕した」という念書を書かせれば、処罰されないで済むと考えた。またこれを機会に金をゆすり取ろうと思いついた。劉老六らは周以炳を見つけると部屋に閉じこめ、「差役が服を破った。弁償の金として 2,400 文出せ」と恐喝した。周以炳は初めこれを拒否したが、再び殴るぞと脅され、やむなく質屋から金を借りて念書と共に劉老六らに与えた。

釈放された周以炳の訴えによって捜査が始まり、劉老六、周培叙は捕らえられた。官吏を負傷させた劉老六は「実に光棍の最たるもの」として斬首となり、周培叙も絞首刑から斬首へと改められた。また彼らの子供や姪も黒龍江などへ流刑となった。

【考察】以上が二つの事件の概要であるが、これらはいずれも規模が小さく、計画性も見られないという理由で偶発的な事件として処理されている。主犯となった張義や劉老六は社会の最下層に位置する兵士や無頼漢であり、「好漢」を自任して官吏を殴りつけたあたりは『水滸伝』の英雄たちを彷彿させる。中国社会がその底流に抱えている暴力的なエネルギーを示す事件として見る事が出来るだろう。

またここから浮かびあがる一つの事実は、地方官の権限の小ささとその統治力の弱さであった。柳州の事件で知府は米の広東搬出を促す委員の指示に逆らうことが出来ず、一部の米を地元で売るようにとの命令は商人たちに無視された。また巡検は納税の督促という任務を達成出来なかったばかりか、逆に滞納者とその仲間たちにやりこめられた。

たしかに広西米の広東搬出という国家政策においては、稲田清一が指摘したように人口の密集した一大消費地で、両広総督の駐在地でもある広東側の意向が強く反映した。毎年広西では飢饉対策である常平倉と並んで、広東の米不足に備えて備東穀と呼ばれる米 10 万石を蓄えることになっていた。このとき広西当局は米の買いつけに当たって広東商人と協議することが禁止され、備蓄米の購入に関する主導権を与えられなかった²⁵⁾。

また 19 世紀台湾の地方檔案を分析した Mark Alle の研究によると、清代の地方官は国家と社会のあいだで様々な紛争の調停に当たっていた²⁶⁾。だが彼らの努力にもかかわらず、民事・刑事が未分化な粗放な法体系や非能率な行政システム、限られた人員そして大量かつ複雑な案件を前にしては必ずしも有効な対応が出来なかった²⁷⁾。

ところで檔案史料が描くもう一つの地方官像とは、強圧的な手法で人々を苦しめ、告発を受ける「貪官」としての姿であった。例えば先に土民応試問題を取り上げた御史何彤然は、同じ上奏文で地方官による税の二重取り（重徴）を厳禁するように求めた。

それによると地方官の不正行為の中でも税の二重取りは手口が巧妙であった。彼らは納税

額の証明書に「もし二重取りがあれば、五日以内に訂正することが出来る」と記されているのを利用して、大人しい者を捕まえて県城に連行し、実際には存在しない滞納分を払うように強要する。これを払って釈放された者が二重取りに気づいて訂正を申し出ると、地方官はすでに証拠を隠滅している。また払わない者には拷問を加えたうえ、彼が証明書の規定に従わず、官吏に圧力を加えたと報告する。さらに提出された証拠に不備があれば、被害者に誣告の冤罪を着せてしまう。たまにこの件について控訴する者がいても、上司は下級の官に差し戻すだけで問題は解決しないというのである²⁸⁾。

こうした地方官の暴政が人々の抵抗を生んだという議論は、嘉慶白蓮教反乱の「官逼りて民反す」というスローガンと共に 19 世紀の中国社会を理解する枠組みとして広く受け容れられてきた。太平天国の場合も例外ではなく、陳阿貴の天地会反乱軍を弾圧するために派遣された大黃江巡檢黃基らが途中「郷民を訛索」しようと図り、拜上帝会員の憤激を招いたというエピソードが伝えられている²⁹⁾。

それでは実態はどうであろうか。【表 2】は嘉慶年間の広西で処分を受けた地方官の事例を示したものである。ここには確かに官の権威を笠に着て利益を貪った官吏たちが登場する。宗祠の位牌に禁制である龍の模様が描かれているのを見て、その所有者に金を要求した [6] の胡志英（陽朔県典史）、寡婦の再婚をめぐる訴えを取り上げて夫の親族を捕らえ、釈放の条件として銀 20 両を求めた [9] の朱廷傑（昭平県馬江塘巡檢）、殺人事件の被害者と犯人に和解を強要し、その手数料として銀 300 両を奪った [21] の盧廷贊（南丹土州土目）はその良い例である。

だが全体を通じて特徴的なのは、職務怠慢や部下に対する監督不行届、対応の遅れや処分を恐れるあまりの強引な事件処理などによって弾劾、処罰される地方官の姿であった。例えば [4] の黃通（岑溪県知県）は部下が犯した拷問の行き過ぎを糊塗するために遺族を買収しようと図り、結果として上官である知府や巡撫を誣告した。[10] の鍾茂金（陽朔県知県）は賄賂を受けた幕友が調書に手を加えたと知りながら、それを通報出来ずに自殺に追いこまれた。さらに [11] の張錫嘏（署桂平県事通判）は賄賂を受け取った差役の嘘を見抜けずに、[14] の程龍孫（貴県知県）は事件を迅速に処理しなかったために容疑者を奪い返され、捕らえた犯人の自殺を招いた罪によってそれぞれ解任された。

また地方官の中には熱心に統治を進めながら、不慮の事故や財源不足によって赤字を出し、解任に追いこまれた者も少なくなかった。例えば [17] の趙濟（岑溪県知県）は長雨によって倉庫の備蓄米を変質させてしまい、前任者からひきついだ米の買い足し準備金を盗賊の逮捕や護送、壮丁の給料、巡視船の建造や関所の設置に流用した。[18] の程龍孫、黃炳（共に貴県知県）は備蓄米の買い足し費用を充分に準備できず、割り当てられた義捐金の未払いを後任知県に告発された。[19] の徐驥（融県知県）も倉庫、城壁の修理や天地会員の摘発にかかる経費などに米の買い足し準備金や各種の税金を流用し、「民欠」すなわち未払いの税や兵糧を補うために備蓄米を不足させた。

【表2】 嘉慶年間における地方官の処罰

No	年代	官員名	処罰理由	出典
1	嘉慶9年 (1804)	武縁県知 県孫廷標 広西按察 使公峨ら	◎武縁県で発生した殺人事件で、知県孫廷標は被害者に外傷があるとの報告を無視して病死と扱い、彼の家人曹詩が犯人から賄賂を受けとった事実を隠蔽した。また遺族が訴えると、孫廷標は遺体の傷痕に手を加え、かえって遺族に誣告の罪を着せた。この事実が発覚すると孫廷標は絞首刑（または無期懲役）となった。また遺族の訴えを真剣に調べなかった前広西按察使公峨も解任のうえウルムチに送られた。	『仁宗実録』 卷 132, 135
2	嘉慶9年 (1804)	左州知州 周豊	◎左州で発生した殺人事件で知州周豊は真剣に取り調べず、被害者が雷に撃たれたと偽って真犯人を流刑処分にした。この事実が発覚すると周豊は解任されイリに送られた。	同上書・ 卷 132
3	嘉慶12年 (1807)	臨桂県典 史高宜 臨桂県知 県席存鼎	◎桂林で発生した15名の脱獄事件で、獄吏たちを厳しく統率せず、門の警備を怠った典史高宜、知県席存鼎が解任され、それぞれ新疆、台湾へ送られた。また同じ城内にいた按察使王家賓らも処分を受けた。	同上書・ 卷 186
4	嘉慶13年 (1808)	岑溪県知 県黄通	◎陸日旻は牛を梁嗣桂に売ったが、代価が支払われないことに怒り、牛を取り戻して転売した。梁嗣桂は陸日旻が牛を奪ったと訴え、平河司巡檢の陳廷鍾は出頭した陸日旻に拷問を加えて、牛を返すように迫った。期限が迫ると陸日旻は牛に使う薬を飲んで腹痛を起こし、死亡した。 処罰を恐れた陳廷鍾と知県黄通は、陸日旻の母親らに銀180両を与え、牛を奪った陸日旻が母親から叱責され、服毒自殺したと処理した。だが陸日旻の弟らは納得せず、梧州府へ訴えた。黄通は銀300両で告訴を取り下げさせようとしたが、梧州府知府の王友蓮は黄通、陳廷鍾の「濫押捏詳」を広西巡撫へ通報した。巡撫汪日章は2人を解任処分とした。 解任された黄通は知府王友蓮を恨み、陸日旻を毒殺した犯人は別におり、王友蓮は捜査をしていないと告発した。巡撫恩長の調査によってウソがばれると、今度は広西官員が拷問を加えて自供を強要したと両広総督に訴えた。結局総督吳熊光の調査で再び偽証が判明し、黄通は絞首刑となった。	『宮中檔嘉慶 朝奏摺』 18輯 54頁
5	嘉慶13年 (1808)	西隆州通 判崔鈞	◎崔鈞は桂平県で結拜兄弟を行ない、石牙墟で強盗を働いた張老二を捜索するため、独断で広東欽州からベトナムに入り、現地の官僚と交渉した罪を問われて新疆へ送られた。また彼の出国を許した欽州知州劉光暉らも処罰された。	『宮中檔嘉慶 朝奏摺』 18輯 130頁
6	嘉慶13年 (1808)	陽朔県典 史胡志英	◎知県から匪賊の捜査を依頼された典史胡志英は、莫氏宗祠の祖先の位牌に禁制である龍の文様が刻まれているのを見た。だが彼はこの事実を知県に報告せず、莫氏の人々を脅して賄賂を取ろうと図った。すると生員の莫因時は位牌を焼き捨て、代わりに龍応廟の神位を置くと共に、雨乞いの祭りで見た神位と祖先の位牌を見間違えた胡志英が恐喝したと訴えた。調査の結果胡志英は3,000里の地へ流刑になったが、莫因時も祖先の位牌を焼き捨てた罪で死刑になった。	『宮中檔嘉慶 朝奏摺』 20輯 279頁
7	嘉慶13年 (1808)	小鎮安通 判周清	◎乾隆年間に改土帰流となった小鎮安に赴任した通判周清は、土官時代に存在した土目にならって総目を置き、黄成璋らに徴税や民夫の徴発を行わせた。この事実が発覚すると周清は「擾累地方」の罪で解任された。	同上書・ 537頁
8	嘉慶13年 (1808)	永福県知 県謝煥 永福県教 諭蒙聖傳 永福県訓	◎生員の王廷詔は貸した金の返却をめぐって永福県塩埠司事の孫品臣と争い、酔って彼の店に赴き、罵ったことを訴えられた。怒った王廷詔は埠丁の文元に暴行を加え、一度は他の生員の調停によって和解したが、自分に不利な記録が残ることを恐れ、逆に文元に誣告されたと訴えた。	『宮中檔嘉慶 朝奏摺』 21輯 269頁

		導黃奇彩	<p>この事件を取り調べた知県謝煥は、王廷詔に罰として銀 50 両を出して文昌廟を修理するように命じた。王廷詔がこれを拒否すると、謝煥は王廷詔に試験を課し、その答案が「文理不通」であるとの理由で生員資格を剥奪した。</p> <p>王廷詔の母親がこれを不服として訴えると、監督不行届の罪に問われることを恐れた永福県教諭蒙聖傳と訓導黃奇彩がこれに同調した。調査が行なわれ、謝煥が金を要求した容疑は否定されたが、安易な処理を行なった罪で解任され、台湾に送られた。また教諭蒙聖傳と訓導黃奇彩も解任された。</p>	
9	嘉慶 13 年 (1808)	昭平県馬 江塘巡檢 朱廷傑	<p>◎朱廷傑は浙江会稽人で、捐納の従九品から巡檢となった。嘉慶 12 年 (1807) に寡婦陳氏の再婚をめぐる夫の家である邱家と陳氏の母親が争い、母親が巡檢衙門に訴えた。朱廷傑はこの訴えを取りあげ、邱萇裔 (陳氏の夫の兄) を捕らえさせた。邱家の人々が邱萇裔に獄中の飲食費として銀 10 両を与えると、弓兵の黃徳らが 5 両以上を取りあげた。</p> <p>邱萇裔の妻の兄である呉元清 (武生) が釈放を求めたところ、朱廷傑は家丁の葉升を通じて銀 20 両の賄賂を要求した。呉元清は陳用章の錢店から金を借りようとしたが、金が揃わず、店の印鑑を押した銀票を葉升到に渡した。</p> <p>邱萇裔の釈放後に朱廷傑は陳用章の店に金を取りに行かせたが、陳用章は取りあわず、呉元清と邱萇裔の家にも催促が及んだ。するとこの金の支払いをめぐる言い争いが起り、板挟みとなった邱萇裔の妻呉氏が自殺した。</p> <p>調査が始まると、朱廷傑らは金を要求していないと主張した。だが真相が明らかになると、朱廷傑は「蠢役嚇詐、致斃人命」の罪で絞首刑となり、葉升到と黃徳も流刑になった。</p>	同上書・ 273 頁
10	嘉慶 13 年 (1808)	代理陽朔 県事廖銳 前陽朔県 知県鍾茂 金	<p>◎陳邦仁の牛が盗まれたとの届け出を受けた知県鍾茂金は、その訴えに従って元村老の陳景聯の逮捕状を出した。その後廖銳が知県職を引きつぐと、陳景聯が罪を恐れて自殺したとの報告があり、廖銳は陳景聯を犯人として事件を処理した。</p> <p>ところが陳景聯の子供である陳老黒は、父親が誣告されて自殺し、自分は廖銳から共犯を自供するように強要されたと訴えた。調査の結果、陳邦仁が陳景聯を誣告して死に追いつめたこと、陳邦仁から賄賂を受けとった幕友の李岱、差役の李斌らが調書の内容に手を加えて辻褃を合わせたこと、任務に戻った鍾茂金がこの事実を知りながら通報しなかったこと、一度陳老黒は金を与えられて和解に応じたが、李斌から新たに金を要求されたことなどが発覚した。</p> <p>その結果廖銳と鍾茂金は解任され、鍾茂金は自殺し、廖銳は新疆へ送られた。李岱は「劣幕之尤」として新疆へ送られ、李斌も充軍の刑となった。また陳邦仁も絞首刑になった。</p>	『宮中檔嘉慶 朝奏摺』 21 輯 66 頁、 同書 23 輯 616 頁
11	嘉慶 14 年 (1809)	署桂平県 事通判張 錫殿	<p>◎潘十八の家で働いていた徐斗明は、潘十八の布団を質に入れて自分の借金を払い、怒った潘十八に蹴り殺された。潘十八は徐斗明が自殺したように見せかけると共に、県差羅英に銀 300 両を送って検死に手心を加えるように頼んだ。</p> <p>張錫殿が検死を行なうと、羅英は遺体の傷は疱瘡の痕であると嘘をつき、張錫殿もこれを信じて自殺として処理した。また羅英は徐斗明の妻陳氏に銀 30 両を与えて和解させたが、羅英が賄賂を得ていた事実を知った陳氏は省へ訴えた。</p> <p>捜査が始まると羅英は逃亡し、張錫殿は差役の防げなかった罪で解任された。また潘十八は懲役 3 年となった。</p>	『宮中檔嘉慶 朝奏摺』 22 輯 502 頁 同書 25 輯 52 頁
12	嘉慶 17 年	藤県知県	◎夏維衡は「短交倉庫」の罪によって解任され、梧州府知府	『仁宗実録』

	(1812)	夏維衡	金櫃も処分を受けた。また調査によって幕友の羅修遠が乾隆年間に禁止となった女伶を署知県董邦本に推薦したことが発覚し、今後は厳しく罰せられることになった。	卷 258
13	嘉慶 19 年 (1814)	広西巡撫 成林 広西布政 使史積容 広西按察 使張凱元	<p>◎嘉慶 18 年 (1813) に署融県知県となった錢培善は 6 年前に発生した強盗事件の審議を引継ぎ、上級官庁にその詳細を尋ねたところ解任された。この処分を不服とした錢培善が訴えると調査が行なわれ、錢培善が前任者に「虧空(錢糧の不足、倉庫からの使い込み)」がある事実を告発したため成林の怒りを招いたこと、知府張業南や按察使張凱元が成林の意を汲んで錢培善を解任させたことが発覚した。</p> <p>また調査が進むにつれ、成林の家人である裴興が地方官に「門包(門番への心付け)」を要求し、これを節句の度に他の家人と分けていたこと、成林が広西の虧空が 30 万両に及ぶと報告したが、それは日頃の「恣意貪婪(貪欲)」を覆い隠すための予防線だったことが告発された。結局成林が部下に賄賂を要求した事実はなかったが、浪費家で「劣奴」を信用するなど評判が悪いことが判明し、贖罪のため吉林へ送られた。また布政使史積容、按察使張凱元も解任された。</p>	『仁宗実録』 卷 289, 290, 292 『宮中檔嘉慶 朝奏摺』 27 輯 118 頁
14	嘉慶 19 年 (1814)	貴県知県 程龍孫	<p>◎嘉慶 16 年 (1811) に陸會世らは収穫前の稲を奪おうとした邱汝生らを撲殺し、その死体を洞窟に投げ捨てた。目撃者を見つけた邱汝生らの遺族は死体遺棄を訴え、知県程龍孫は捜査を命じたが、遺体は見えなかった。</p> <p>翌年 (1812) 捜査を命じられていた差役の麥玉は、革役(辞めさせられた元差役)の譚平の協力を得て陸會世らを捕らえ、棉村まで連行した。すると陸會世の友人で、生員の覃丕綱が陸會世の釈放を要求し、麥玉を殴って負傷させた。報告を受けた程龍孫は覃丕綱を逮捕し、3 日以内に陸會世らを捕らえさせるように命じた。だが麥玉から罵倒された覃丕綱は罪を恐れて自殺した。</p> <p>覃丕綱の遺書を読んだ父親の覃章榮は、覃丕綱が地保の韋進元に誣告され、知県程龍孫の一方的な審査と虐待によって死亡したと考えた。覃章榮は広西巡撫衙門などに控訴し、調査の結果覃丕綱は間違いなく自殺であること、逮捕された覃丕綱が譚平から「飯食銀両」を要求されたこと、覃丕綱は差役の譚信らに 6 両の金を送っていたことが発覚した。</p> <p>この結果賄賂を受けとった譚信は労役刑となり、革役に協力を仰いだ麥玉も処罰を受けた。また知県程龍孫は事件を迅速に処理できず、覃丕綱による犯人奪回や自殺を招いた「溺職」の罪により解任された。覃章榮も流刑を命じられたが、高齢のために刑を減免された。</p> <p>なお程龍孫は嘉慶 20 年 (1815) に後任の署知県黃炳と共に「短交倉庫銀穀」の罪で再び告発された。</p>	『宮中檔嘉慶 朝奏摺』 28 輯 425 頁
15	嘉慶 19 年 (1814)	荔浦県知 県劉琪	<p>◎嘉慶 16 年 (1811) に荔浦県人の覃光遠らは天地会結成の罪によって処罰され、その財産は官に没収された。知県劉琪は荔浦、修仁県にある覃光遠らの財産 2,200 両を報告した。その後調査漏れの財産が発見されると、それらの元の持ち主だった黎漢吉らが原価で買い戻したいと申し出た。劉琪はこれを認め、代価の 1,699 両を倉庫に収めた。</p> <p>このとき平楽府知府の高廷瑤は覃光遠らが豊かで、なお多くの財産があると聞きつけ、みずから調査のため荔浦県に到着した。劉琪が買い戻しを認めた財産について報告すると、高廷瑤は元の持ち主から契約書を提出させ、値段に誤りがな</p>	同上書・ 700 頁

			<p>いか確認したうえで劉琪を解任した。さらに調査が進むと、漏れていた田畑や山、家屋などの財産が発見された。</p> <p>巡撫台斐音の取調べに対して、劉琪は元の持ち主から買い戻したいとの要請があり、どのみち売却する必要があると考えてこれを認めたこと、私腹を肥やす意図はなく、じじつ知府が調査に訪れるとすぐさま報告したと述べた。結局劉琪は「冒昧糊塗」の罪で解任された。</p>	
16	嘉慶 19 年 (1814)	元広西按察使德泰	<p>◎德泰の家人である向忠（原籍浙江金匱県、湖南に寄籍）は父親に従って商業のため広西へ移住し、嘉慶 15 年 (1810) に德泰の長隨となって門番をしていた。彼は長男の向南珍を広西に入籍させようと考え、16 年 (1811) に戸房書吏の陽淳一に名簿に入れるように頼んだ。陽淳一は向忠が德泰の信任を得ているため、これを引き受けた。</p> <p>この年に德泰は署理布政使となり、右江道の福錦が署按察使となった。戸房の典吏に欠員があることを知った向忠は、息子を典吏にしたいと考え、再び陽淳一に頼んで申請書を作成した。12 月になって按察使の任務に戻った德泰は向忠の不正に気づき、彼を叱責したが、向忠が「再四懇求」したために、德泰もそれ以上は追及しなかった。</p> <p>嘉慶 17 年 (1812) に向忠は向南珍のために従九品の職銜を買い、次男の向国珍に科挙を受験させたが失敗した。その後彼ら親子の不正が発覚し、家人の監督を怠った德泰は「欺飾狡詐」の罪で軍台に送って贖罪することになった。また向忠は従軍の刑となり、向南珍の典吏就任を手伝った戸書の鄧沛霖らも解任された。</p>	『宮中檔嘉慶朝奏摺』 29 輯 176 頁
17	嘉慶 19 年 (1814)	元岑溪県知県趙濟	<p>◎嘉慶 13 年 (1808) に岑溪県知県となった趙濟は、前任者が残した「盤折穀」8,523 石の費用である銀 6,818 両を米の買い足しに用いず、匪賊の逮捕、護送や壮丁の給料、巡視船の建造や関所の設置などに使った。また 15 年 (1810) に長雨のため倉庫の穀 6,594 石を「霉爛（カビによって変質）」させてしまったが、処分を恐れて報告しなかった。</p> <p>19 年 (1814) に後任知県の鄭天祥がこの事実を告発し、調査が行われた。その結果趙濟に着服の事実はなかったが、未徴収の錢糧が 265 両あり、寄付を割り当てられた工事費用 1,847 両も未納であることが判明した。すでに趙濟は死去していたため、遺族が不足分を支払うように命じられた。</p>	同上書・ 153 頁
18	嘉慶 20 年 (1815)	元貴県知県程龍孫 貴県知県黄炳	<p>◎嘉慶 15 年 (1810) に貴県知県となった程龍孫は、任期中に長雨の影響などで倉庫の穀 6,427 石を変質させてしまい、報告および買い足しをしないまま購入用の銀 4,302 両を後任の黄炳へ引き継いだ。黄炳もまた穀 3,536 石の損失を出し、銀 1,768 両を後任の韓鈞へ引き継いだ。</p> <p>韓鈞はこれらの銀で買い足そうとしたが、金額が足りずに必要分の穀を買うことが出来なかった。また程龍孫、黄炳共に工事や犯人捜査の費用として割り当てられた義捐 5,085 両を支払っておらず、韓鈞はこの事実を告発した。</p> <p>調査の結果彼らに「盜売侵欺」などの不正はなく、黄炳は不足分の銀 2,325 両を支払った。程龍孫もすでに覃丕綱事件で解任されていたため、処分は見送られた。</p>	『宮中檔嘉慶朝奏摺』 31 輯 406 頁
19	嘉慶 20 年 (1815)	融県知県徐驥	<p>◎嘉慶 14 年 (1809) に融県知県となった徐驥は、前任者が不足させた倉穀 6,198 石とその買い足し費用 2,572 両などを受けついだ。彼も倉庫の修理や巡船の建造、城壁の修理や天地会員の摘発などに 7,312 両の銀を支出し、倉穀の買い足し準</p>	同上書・ 410 頁

			<p>備金や倉庫にある各種の税を次々と「那用（流用）」した。また倉庫の穀についても変質分や「民欠（未払いの税）」や兵米（兵糧）を補ったために6,519石の不足を出した。</p> <p>嘉慶18年(1813)に後任知県となった錢培善がこの事実を告発すると、巡撫成格は徐驥を解任した（錢培善も解任され、[13] [20]の事件に発展した）。護理広西巡撫の葉紹樞が調査を進めると、「均係因公挪用、並無侵蝕情事」とあるように全て公務のための流用で、私腹を肥やしたのではないことが判明した。徐驥は3年間の労役刑が命じられた。</p>	
20	嘉慶20年 (1815)	元融県知 県錢培善	<p>◎護理広西巡撫の葉紹樞が融県知県徐驥の処分を上奏すると、2年前に彼を告発した錢培善が「徐驥は虧空（不足）させた銀穀を、挪移（流用）したと嘘の供述をした」と再び訴えた。また錢培善は嘉慶19年(1814)に自分が殺人事件の捜査で落ち度がないか取調べを受けた際、欽差倉場侍郎初彭齡に罪を認める供述を強要されたと申し立てた。</p> <p>広西巡撫慶保の調査によると、錢培善は葉紹樞に復職を働きかけたが成功しなかった。彼は徐驥が署融県知県の宋佩綬との間で交わした書簡に「准以辦移辦理」という一言があるのを見て、徐驥の供述が嘘ではないかと考えた。また彼は証人が死んでおり、自白を強要されたと訴えれば「翻案開復」即ち判決を覆して復職出来ると考えたことが判明した。</p> <p>この結果錢培善は贖罪のため新疆に送られた。</p>	『宮中檔嘉慶朝奏摺』 31輯 663頁 同 32輯 636頁 慶保『奏稿（広西巡撫任内）』卷2,5
21	嘉慶20年 (1815)	河池州知 州蘇榮坪 南丹土知 州莫云尊	<p>◎嘉慶18年(1813)に南丹土州の韋太權、韋佈觀は、口論がきっかけで盧培、莫賢を殴り殺した。遺族の盧連らが河池州に訴えると、知州蘇榮坪は南丹土知州の莫云尊に犯人逮捕を命じた。莫云尊は土目の盧廷贊を派遣したが、盧廷贊は「藉端索詐」しようと図り、盧連らに和解するように圧力をかけた。盧連らは脅されて盧廷贊に従った。</p> <p>盧廷贊は盧連らを連れて韋太權、韋佈觀の家に至り、「土官の手数料を含めて200両出せば和解させてやる」と嘘をついた。韋太權が鄰人の韋佈排らに銀を借りようとして断られると、盧廷贊は「貸さなければお前も一緒に処罰するぞ」と脅し、韋佈排らに銀100両を出させた。また不足分は韋太權が牛馬布疋を差し出した。韋佈觀も銀200両を出した。</p> <p>盧廷贊は遺族の盧連らに和解金として100両分の牛馬布疋のみを与え、残りは自分の懐へ「侵蝕」した。そして盧培、莫賢は事故死で、遺族が誤って韋太權らを訴えたが、後悔して訴えを取り下げる嘆願書を河池州に提出させた。報告を受けた蘇榮坪はこれを認めた。</p> <p>だが遺族の盧連らは納得がいかず、和解を強要されたと慶遠府に訴えた。事件を知った南丹土知州の莫云尊は盧廷贊を捜査させたが、彼はすでに逃亡していた。また調査によって盧培らは韋太權らに殴り殺されたことが確認された。</p> <p>知州蘇榮坪は軽率に訴えの取り下げを認めた罪により、土目の不正を防げなかった土知州莫云尊と共に解任された。また韋太權、韋佈觀は慶遠府で獄死した。</p>	『宮中檔嘉慶朝奏摺』 33輯 181頁
22	嘉慶20年 (1815)	署鎮安府 知府董邦 本 奉議土州 州判牛明 註	<p>◎嘉慶19年(1814)に奉議土州の州判牛明註は、赴任のために奉議土州を通った署鎮安府知府董邦本が州判の役所に6日間も留まり、人夫400名を要求したうえに、その経費を払わずに彼を侮辱したと訴えた。これに対して董邦本は、人夫の費用は自ら支出しており、牛明註は歓迎の宴席を設けられなかったために董邦本を誣告したこと、牛明註は知府の通</p>	『宮中檔嘉慶朝奏摺』 28輯 135頁 慶保『奏稿（広西任内）』 卷5

			<p>過を口実に人々から夫働を搾取し、官田を「盗売」して銀 500 両を着服したと逆に訴えた。2 人は共に解任された。</p> <p>その後の調査によって、奉議土州の官田 1,560 畝は牛明註および前任の劉昉、蔡湘によって 800 畝以上が売り払われ、残りは 720 畝余りに過ぎないことが発覚した。土目は牛明註が私腹を肥やした事実はないと証言したが、すでに別件で解任されていた蔡湘共々追及をうけた。</p>	
23	嘉慶 20 年 (1815)	元臨桂県 知県蕭池 元臨桂県 知県田畹 元臨桂県 知県朱沅 元臨桂県 知県徐驥	<p>◎臨桂県では嘉慶 8 年 (1803) から 18 年 (1813) まで歴代知県が寄付金の未納や倉庫の穀不足、買い戻し用の銀の流用を繰り返した。欽差倉場侍郎初彭齡の調査によって 9 名の知県が「虧缺 (不足)」を出していたことが判明した。</p> <p>その内訳は文海ら 3 名が 2,495 両、周廷俊ら 2 名が 9,269 両、蕭池ら 4 名が 19,342 両であった。これらの金を着服した者はおらず、文海、周廷俊らは不足分を払い終えたが、蕭池ら 4 名は本人または遺族に残額の支払いが命じられた。</p>	慶保『奏稿 (広西任内)』 巻 6
24	嘉慶 21 年 (1816)	龍英土州 土知州趙 奉矩 署龍英土 州州同楊 立昌 署理太平 府知府劉 燾	<p>◎龍英土州の州同楊立昌と土知州趙奉矩は仲が悪く争いが絶えなかった。太平府知府の劉燾が事情を尋ねたところ、楊立昌は趙奉矩が「酷刑浮取」をしていると告発した。だが楊立昌は傲慢で酒癖が悪く、崇善県の長隨である凌芳を侮辱した。知府劉燾は趙奉矩、楊立昌の双方を解任し、調査を行なうように要請した。</p> <p>ところが楊立昌は知府劉燾が趙奉矩に賄賂を要求し、「寿儀銀」などの名目で銀 360 両を受けとっていたと告発した。また趙奉矩が領民に虐待を加え、数千両の錢糧を着服したと訴えた。広西巡撫慶保は調査のために彼らを解任した。</p>	慶保『奏稿 (広西任内)』 巻 10
25	嘉慶 21 年 (1816)	署上思州 知州張端 本 上思州学 正熊振基	<p>◎署上思州知州張端本は、廩生の陸芝梅が 3 年間錢糧を払わず、他人が支払おうとした税も自分のものとしたこと、張端本は陸芝梅を呼び出したが、彼は生員資格を恃みにして「大肆咆哮」し、学正熊振基も彼を庇っていると訴えた。</p> <p>すると熊振基らは、張端本が「縦役重征、擾害地方」という悪政を行っており、生員黎冀彰を無実の罪で監禁し、殺してしまったこと、陸芝梅の件も衙役施勝が税の二重取りをしようとして果たせず、陸芝梅を殴ったうえ、張端本に処罰を求めさせたと告発した。</p> <p>広西巡撫慶保は陸芝梅の生員資格を剥奪すると共に、張端本、熊振基を解任して取り調べるように命じた。</p>	同上
26	嘉慶 23 年 (1818)	護理広西 巡撫富綸	<p>◎荔浦県で発生した元差役の穀物掠奪事件を捜査していた知県楊如松は、犯人および証人 34 名を捕らえた。だが委員の楊景泰はこれを自分の手柄として報告し、護理広西巡撫だった布政使の富綸は楊如松を解任した。その後誤りに気づいた富綸は楊如松を復職させようとしたが、楊如松は「薄宦舍冤歸地府、全家流恨在天涯」という対聯を書いて自殺した。</p> <p>また富綸は桂平県の生員 12 名を突然捕らえたり、各州県に毎月天地会員および盗賊 30 名を逮捕するように命じ、ノルマを達成出来ない者を弾劾した。按察使の程卓梁が彼の強引なやり方を告発すると、富綸は腐敗した広西の行政を立て直すための措置だったと反論した。</p> <p>結局富綸はいくつかの事件で「偏執誣評、出入罪名」即ち取調べに公正さを欠いていた過失によって解任され、程卓梁も高齡を理由に引退を命じられた。</p>	『仁宗実録』 巻 348, 350

これらの地方官の処分を求める報告は「不足させた倉庫の各款は、みな公務によって流用（挪用）したのであり、決して侵蝕などの情事はなかった」³⁰⁾「じつに雨が多すぎて穀物倉が雨漏りを起こし、カビが発生したのであり、決して盗売などの事実はなかった」³¹⁾とあるように、彼らが故意に不正を働いたのではなく、その過失にも不可抗力の部分があったことを認めている。また [23] では嘉慶 8 年 (1803) からの 10 年間で、臨桂県知県となった 12 名のうち 9 名が備蓄米の不足や買い足し費用の流用を繰り返かえし、不足分の総額が 31,106 両に上った。それは当時の地方財政が大きな問題点を抱えていたことを示しており、両広総督蔣攸銛らはその原因について次のように述べている。

粵西の錢糧は昔から一年ごとに費用を清算（年清年款）しており、実際には未払いの税があれば、決算報告の時に不足分を別の金で補充してきた。嘉慶元年 (1896) に長年の不足分を免除した後、元の不足分は報告されなかったので徴収して返すことが出来ず、民間では税を払わない方が得だと考えるようになった。

また省の先例では州県に凶差（年貢取り立ての使者）を置かず、村ごとに交代で 1 人を出して糧差（徴税吏）に従って納税を催促させ、これを冬頭と呼んだ。彼らは毎年交代するが、中には不肖の冬頭がいて、書役とグルになって「完納」を「未納」としてしまう。辺境の民は愚かなので、不正があったとは気づかない。翌年冬頭が交代すると、ついに調査のしようがなくなってしまう。

これに加えて地方政府は動きが鈍く、納税の督促も力不足で、未納の税はいよいよ多くなる。毎年の決算報告では完納と報告しているが、往々にして売りに出した貯蔵米の代金で土地税を穴埋めし、「古米を新米に代える」と言いながら、いつまでも買い足そうとしない。錢糧はやりくりによって完納となるが、貯蔵米は未払いの税を抵当に当てているのである³²⁾。

これによると嘉慶年間に入って税の未払いが増加し、徴税吏たちが集めた税を着服してしまうケースもあった。彼らを監督すべき地方官の力量も充分ではなく、常平倉、社倉の貯蔵米を「新米に換える」という名目で放出し、その代価を土地税に流用する辻褄合わせが行なわれた。じじつ嘉慶 20 年 (1815) に広西巡撫慶保が調査した結果によれば、未納の土地税は 160,334 両あり³³⁾、米が買い足されていなかったり、税の未納分に充てられた貯蔵米は 350,100 石に及んだという³⁴⁾。むろん蔣攸銛の議論には自らの責任を回避しようという意図があり、彼の納税者や徴税吏、地方官に対する批判をそのまま鵜呑みにすることは出来ない。むしろ未徴収の税額増加は前節で見た開墾事業の停滞や誇大報告など、社会の行きづまりがもたらした構造的な結果だったのであり、少なくとも地方官個人の努力によってカバーできる範囲を超えていたのである。

こうした厳しい現実のいっぽうで、大きな社会的影響を残したのは地方長官たちのスキャンダルであった。嘉慶年間の広西では巡撫や布政使、按察使クラスの大官が更迭される事件が度々発生した。とくに 2 度、約 5 年にわたり広西巡撫を担当した [13] の成林（満洲鑲藍

旗人)は「逸楽にふけり、出費に節度がなく、州県の倉庫を真剣に調べなかったばかりか、身の回りの金の管理も全く顧みなかった」とあるように浪費家で、「劣奴」と言われた家人の裴興に一切の経理を任せて評判を落とした³⁵⁾。また[16]の徳泰(広西按察使)は従者の向忠が情実によって自分の息子を広西へ入籍させ、戸房の典史に採用されるように働きかけるのを止められなかった³⁶⁾。

ここで興味深いのは、成林を最初に告発した[20]の銭培善(元融県知県、浙江帰安県人)の事例である。前任知県徐驥の「虧空(錢糧の不足)」を指摘して成林の機嫌を損ねた銭培善は、強奪事件の調査で被害者の供述を捏造した罪によって解任された。だが彼は故郷に戻らず、「同郷で親戚」の広西布政使葉紹楨(浙江帰安県人)に広西で復職できるように繰り返しかえし働きかけた。そして再び徐驥を告発した彼は、北京へ赴いて「親友を訪ね、旅費を工面」しているところを逮捕された³⁷⁾。銭培善の行動は当時の中国官界が同郷ネットワークや姻戚・交遊関係を重要なベースとしていたことを物語っている。

また[26]の富綸(護理広西巡撫、広西布政使)は「広西の吏治が腐敗して、殺人や盗難事件の捜査がいつまでも完結せず、倉庫が多く不足を生んでいるのを見て、整頓を加えようとした」という決意のもと改革に乗り出した。しかし彼の統治はかえって多くの軋轢を生み、「按察使以下の各員は、みな先に着任したために気脈が通じており、法律を曲げてでも罪ある者を庇い、重大事件をもみ消そうとした」³⁸⁾とあるように部下たちの反撃を受けて孤立した。さらに[22]の奉議土州³⁹⁾、[24]の龍英土州⁴⁰⁾、[25]の上思州⁴¹⁾では官僚同士が告発し合い、揃って解任されるという泥仕合を演じた。

このようにくり返された失態は地方政府の権威を失墜させ、人々の不信感を増幅すると共に、国家と社会のあいだに新たな調停機能を求める潮流をもたらした。以下ではその動向と政府の反応を物語る2つの事件を検討したい。

【ケース 6】 凌雲県黄鳴鳳らの抗糧および京控事件(嘉慶 19 年・1814)⁴²⁾：この年の暮れに西部の少数民族地区である凌雲県で、納税を拒否した人々が差役を殴り、捕らえられた頭人韋卜業を救出しようとする事件が発生した。またこれと前後して黄鳴鳳が知県張其禄の「浮収苛派」を2度にわたって都察院へ訴えた。

凌雲県は雍正 5 年(1727)に改土帰流が行なわれた地で、土官統治時代の名残りを残す亭目制度が置かれていた。県内には各亭の頭目によって土地税が徴収される糧田と並んで、税として柴や薪を納めたり、人夫を出す「免糧官田」なる耕地があり、約 2 畝ごとに毎日 1 人を出し、米の運搬や犯人の護送、出張などに備えることになっていた⁴³⁾。

嘉慶 2 年(1797)と 10 年(1805)に凌雲県の人々は、柴、薪、人夫を出すことが「陋規」すなわち不法に徴収される附加税ではないかと考えて両広総督衙門に訴えた。当時総督だった吉慶と那彦成は十分な調査をしないまま、彼らの訴えを認めてこれらの税の徴収を禁止した(ただし実行はされなかった)。すると嘉慶 17 年(1812)に黄鳴鳳と生員の黄金鏞は各亭から金(銀 40 両、錢 20,000 文)を集め、これを旅費として北京の都察院へこれらの税を廃

止るように訴えた。総督蔣攸銛が調査を行なうと、それらが合法の税であることが判明し、負担を軽減したうえで「これまで通り供給」することになった。

嘉慶 19 年 (1814) 7 月に黄鳴鳳が謀亭地方を歩いていたところ、村人たちは柴、薪、夫役の税が免除されないのなら、以前渡した金を返せと問いつめた。答に窮した黄鳴鳳は「免除される。土地税なども軽減される。もうすぐ告示が出る筈だ」とウソをついた。これを信じた人々は土地税を催促されても納入しなかった。謀亭地方の「延抗 (引き延ばし)」傾向が他の地区よりも激しいと知った凌雲県知県の張其禄は、公務のうちに差役 6 名を連れて謀亭を訪ね、村々の頭人を集めて事情を聴取することにした。

さて翌年 1 月 17 日に差役の唐先らが過柳墟に到着すると、頭人の韋卜業が柴売りをしていた。彼らは出頭を命じたが、韋卜業が応じなかったために争いとなり、差役たちは韋卜業を取り押さえた。すると韋卜業は人々に自分を奪い返すように命じ、「墟民」の韋秀らが差役に殴りかかった。また別の頭人である覃或らが韋卜業を救出し、黄鳴鳳の話聞いた黄布夫らが「錢糧なんて払う必要はない。頭人は呼び出しに応じなくていい」と叫んでこれに加勢した。韋卜業らは皆その場から逃げ出した。

役所に戻った張其禄は上司である泗城府知府の周之域に状況を報告し、1 月 25 日に把総の張文羽と 12 名の兵士を率いて謀亭へ行き、韋卜業、韋秀、黄布夫らを逮捕した。また彼は事件の張本人が黄鳴鳳であると知り、懸賞金をかけて捜査を始めた。お尋ね者となった黄鳴鳳は村人からも恨みを買ひ、安心して暮らせなくなったため、再び京控することを思いついた。彼は韋卜業、韋秀らが獄中で病死したことを知り、頭人覃或と相談のうえ「彼らが兵役に殴り殺された」と訴えることにした。また張其禄が「陋規を搾取し、米を買ひあさり、兵役に婦女を淫辱させ、家々を壊して財産を奪わせた」という罪状を作って都察院に届け出た。事態を重く見た清朝は知県張其禄を解任し、「貪虐不職および滋擾病民」の事実があったかどうかを調べさせることにした。

果たして裁判が始まると、証人たちは張其禄が連れてきた兵隊は十数人で、決して乱暴を働いてはいないと供述した。また柴、薪および人夫の負担は以前から行われていたことで、改土帰流時に設定された正規の税とは知らなかったために、不当な付加税ではないかと疑ったこと、人々は黄鳴鳳の話信じて納税を見合わせたことが明らかになった。その結果黄鳴鳳は極辺の地へ流刑となり、黄布夫らは労役刑を課せられた。また柴、薪、人夫の負担については「これまで通り実施して、廃止する必要はない」という判断が下された。

【ケース 7】全州唐玉元らの租税銭納訴訟と公局設立事件 (嘉慶 13 年、1808)⁴⁴⁾：この年 3 月に北部全州の元郷保である周如略らが「賦役が一定せず、民の負担は堪えがたい」と都察院に訴えた。その訴状によると、知州の李惟寅は「厳しく禁止の告示を立て、民は苛派の苦しみがなかった」とあるように善政をしいた。だが後任知州の褚其章、余清標は慣例を無視した取り立てを行ない、これを両広総督に訴えたが解決しないというものだった。この報告を受けた嘉慶帝は訴えが事実であれば厳しく処罰するように命じた。

巡撫恩長の調査によると、もともと全州では土地税を銀で徴収し、土地の売買後に官から証明（税契）を受ける時も手数料として銀（1両につき3分）を払っていた。人々は米を銭に換え、さらに銭を銀に換えて納税をしていたが、銀価は変動が大きいというえ、全州が交通の要衝にあるため流通する銀の質が一定せず、人々は不便を感じていた。

嘉慶10年（1805）3月に知州李惟寅は納税が遅延して、決算時に不足が出ないように、かつて郷保を担当した唐玉元らに「共同で納入催促の方法を籌議」させた。すると唐玉元は「民にとって利益がある」ことを理由に、元郷保の呂伯元ら17名と土地税を銭で納入することを提案した。李惟寅はこれを受け入れ、税銀1両あたり約1,400文を納めること、売買証明書は銀3分の代わりに銭72文を納めることなどを取りきめた。

この新しい徴税方法は3月中に告示されたが、納税者には今まで通り銀を用いる者もいて徹底しなかった。李惟寅が提案を受け入れた意図は経費の節約にあり、銀と銭の交換比率を利用して余剰金40余両を作り、これを銀の輸送や書役らの出張、食事の費用などに充てた。また売買証明書は銭の値段を高く設定しすぎたために、新しい規則に従って支払う者はいなかった。その後李惟寅は他地方へ転任し、やがて死去した。

7月に新知州の褚其章が着任すると、新しい徴税方法が「慣例に背いている」と判断して李惟寅の告示を撤回させ、従来通り銀で徴税することにした。売買契約書も銀3分とし、1枚につき書吏の紙筆費として銭5文を徴収するに止めた。いっぽう自分が提案した徴税方法を「久遠不変の法だ」と村々で自慢していた唐玉元は、褚其章が旧来のやり方を復活させたのを知って、自分が周囲の信頼を失い、地域社会でリーダーシップを取れなくなるのではと恐れた。そこで嘉慶11年（1806）5月に彼は残された告示に「書吏が舞弊している」と記した訴状を添えて、趙傑元に両広総督衙門へ訴えさせた。

9月に知州は余清標へ交代したが、徴税方法については「ことごとく旧章による」とあるように変化がなかった。そこで唐玉元は周如畧らと北京へ訴えることを決意し、李惟寅の告示が良法である点を力説して、これを復活させることで自分たちの威信を回復させようと試みた。果たして調査が始まると「李惟寅の告示は唐玉元らが要請したものだが、慣例に背いて民を騒がせたようであるのに、何故かえて民に利益をもたらした官と呼ぶのか」とあるように、新しい徴税方法の妥当性が問題となった。だが関係者の証言によって全州では税の銭納を認めた前例はなく、今回の措置は必ずしも人々の支持を得られた訳ではないことが判明した⁴⁹⁾。

また裁判の過程で唐玉元が郷保たちと相談のうえ、全州州城に郷保の活動拠点あるいは納税、訴訟のために州城を訪れる農民たちの休憩所として公所を設けていたことが発覚した。この公所は振湘館といい、州内各郷で集められた寄付（銭352,000文）によって購入されたものだった。また共有財産として水田43畝が置かれ、小作料を徴収して経費に充てていた。唐玉元らはこの公所に常駐して、さまざまな問題の調停、仲裁役を「包攬（一手に引き受けること）」していた。さらに彼らが広州、北京で起こした訴訟も各郷が費用を負担し、毎回

銭 160,000 文の寄付を集めていたことが明らかになった。

これらの調査の結果、唐玉元らが作った租税の銭納システムは「実に累民の張本人」であり、知州李惟寅が僅かな経費を削減するためにこれを採用したのは「実に見識の狭い」誤りだったと見なされた。また唐玉元らが公所を設立し、人々の調停役を引き受けたのは「武断をほしいままにして、郷民に害を与えた」不当な行動であり、「集めた金はすべて振湘館に入れ、共同で用いており、決して自分のものにした訳ではないが、罪を減じることは出来ない」と判断された。結局唐玉元、周如略は極辺の地へ流刑となり、租税の銭納に賛成した呂伯元らも労役刑に処せられた。公所の建物と田は官に没収された。

【考察】 この 2 つの事件でまず特徴的なのは、地方官による統治のあり方に満足せず、積極的な問題提起を行なう地域リーダーたちの姿である。その出発点にあるのはやはり官に対する不信感であり、凌雲県の黄鳴鳳が柴、薪、夫役の各税を不当な付加税と疑った背景には、改土帰流時の約束だった税負担の軽減が実現せず、無責任な統治を行なう漢人官吏に対する反感があった⁴⁶⁾。また全州の唐玉元らが訴訟をくり返した理由も、「慣例と異なる」ことを理由に自分たちの改革案を受けいれず、人々の利益を配慮しようとしないうち後任知州たちの硬直した発想にあった。当時山西など銀の入手が難しい地方では人々が銭で納税し、地方官や両替商が一括して銀に変えることも行われていたのである⁴⁷⁾。

ここに登場するリーダーたちは科挙試験の合格者ではなく、生員資格を持っているのも黄金鏞一人に過ぎない。だが彼らの行動は社会に大きな影響力を持ち、唐玉元らは「後任者が告示を撤去すれば、後日必ず規定外の取り立てが行われる。私の手元に告示が残っているから、これを持って広東へ訴えれば以前の状態に戻すことが出来る」⁴⁸⁾と訴えることで多くの寄付金を集めた。また凌雲県では黄鳴鳳の言説が「各村が様子をうかがい、税を免れたいと願った」⁴⁹⁾と言われる抗糧風潮を引き起こした。

それでは彼らのリーダーシップは何に支えられていたのだろうか。檔案史料によると唐玉元は「もとより家業はなく、州城の胡姓が営む振湘号の帽子店に住み込んでおり、嘉慶 7 年 (1802) に輪番で恩郷の郷保を担当した」ことがあった。彼は知州李惟寅の命令を受けて他の郷保たちと新しい税の納入方法を提案し、それが許可されると呂伯元らに村々で自分の功績を宣伝させた。その結果「郷民たちは彼らに愚弄され、みな唐玉元の官に訴える力のおかげだと称えた」という。凌雲県の黄鳴鳳も「柴、薪、夫役を一手に引き受けて北京へ赴き、免除させる」⁵⁰⁾と公言し、訴状を作成する能力があったために信頼を勝ちとったのであり、地域社会の利害を代弁して政府と交渉する能力が重要なファクターだったことがわかる。

Mark Alle の研究によれば、19 世紀の台湾には国家と社会のあいだに立って、仲介的な機能を果たす存在として「総理」と呼ばれる人々がいた。彼らは科挙エリートよりも下層の出身で、地方官から任命されて紛争の調停や治安の維持に当たった⁵¹⁾。また郷保は Philip C. C. Huang や P. Duara の華北社会史に関する研究でも分析されており、地方官の認可を受けて 20 余りの村々を管理し、徴税の責任を負っていた⁵²⁾。さらに広西には先に総督蔣攸

銛が指摘した「冬頭」のほか、チワン族地区には「寨老」と呼ばれる村落統率者が存在した。塚田誠之の研究によれば、彼らの地位は土官のように世襲制ではなく、村人の信任を頼りに紛争の調停役にあたったという⁵³⁾。

これらはいずれも科挙合格による政治的権威を背景とせず、また官として上昇することもない地域リーダーであった。もともと広西や台湾では外地からの越境入学者が生員の定員枠を独占し、地元出身の科挙エリートが成長を阻まれがちであった。また 19 世紀の広西では開発の進展や社会の安定に伴って、地域のトップリーダーたちは傑出した成功や文人的素養を求められるようになり、紛争の調停や危機管理に必要な能力を必ずしも持ち合わせていなかった⁵⁴⁾。科挙合格に基づく官僚としての政治的成功とは無縁だった彼らは、とすれば空白になりがちだった地方政府の延長あるいは補完的役割に活路を見出し、社会もまたそうした存在を必要としたのである。

だが当時の広西では唐玉元らの提案を受け入れた李惟寅のように、この問題を明確に認識している地方官は少なかった。唐玉元らが訴えを起こすと、彼らが税負担を負わない「無業遊手の徒」であることが告発され、その行動についても「愚かな民を喜ばせ、利益をもって官吏を騙せば、圧力を加えることが出来、おのずから財産を築くことが可能だと考えた」⁵⁵⁾という否定的な評価がなされた。とくに非難的となったのは唐玉元が「多くの者と結託して私かに館舎を立てた」こと、つまり州城に郷保たちの活動拠点として公局を設け、そのネットワークを活かして地域社会への影響力を行使したことだった。

この報告を受けた清朝は、唐玉元らを「愚民を騙し、集めた銭は六十万におよび、党羽を集めて局を設け、勢力を振るおうとした……。実に問題を起こし害毒を流した棍徒である」⁵⁶⁾という罪状によって厳しく処罰した。この決定は下層の地域リーダーに行政の末端を補完させることで円滑な統治を実現し、失墜した地方政府に対する信頼を回復するチャンスを失わせた。それはまた科挙官僚として上昇するエリートと非エリートとの断絶を広げ、両者の対立を深める結果をもたらした。19 世紀広西の地方政府は成長する新興勢力に一定の行政的役割を認め、その能力を活用するだけの柔軟性を欠いていたのである。

小 結

本稿の内容をまとめると以下ようになる。19 世紀前半の広西は開発のピークが過ぎ、条件の悪い荒地や西部の旧土官統治区に対する開墾事業が進められた。開墾の進展は事業の中心となった新興勢力の台頭と、彼らをめぐる社会関係の変化をもたらした。

この時期北京に届けられたいくつかの訴訟案件からは、これら新興勢力が必ずしも旧来の支配者層と対立するものではなく、その役割を補う可能性を持っていたことが明らかになった。だが清朝の地方政府には彼らを育成する意志がなく、転売された土官の所有地を強引に返却させるといった旧制度の延命策によって激しい社会矛盾を引き起こした。土官統治区の少数民族が科挙受験のチャンスを要求した土民応試問題はその好例であったが、当局は彼ら

の開墾地をしばしば「官田」とみなして科挙受験を認めなかった。それは新興勢力の人々に目標を見失わせ、社会的なフラストレーションを高める結果を生んだ。

いっぽう 19 世紀前半に発生した米と税をめぐる諸紛争の報告からは、当時広西の地方政府に十分な権限がなく、統治力が弱かったことが浮かびあがった。むしろこの時期の中国を語る時にしばしば強調される「貪官」はたしかに実在した。だがむしろ特徴的だったのは処理能力を超えた問題や慢性的な財政赤字を解決できず、処罰に怯えて実態を糊塗する地方官たちの姿であった。また社会的に大きな影響を与えたのが地方長官たちの更迭劇で、人々の政府に対する信頼を失墜させた。

この時期の広西における租税納入をめぐる京控事件には、地方官の統治のあり方に問題を投げかける地域リーダーたちの姿があった。彼らの多くは科挙合格のタイトルを持たない新興勢力であり、改土帰流以来の慣例を不当な付加税ではないかと疑問を提起し、その廃止を訴えて抗糧事件を引きおこした。また地方官に承認された郷保の資格を頼りに租税の銭納化を要求し、公館を設立して政府との仲介役を果たそうとする者も現れた。

こうした新しいリーダーの活動は行きづまった地方統治を補完し、失われた人々の政府に対する信頼を回復する可能性を持っていた。だが当時の清朝政府はこれらの勢力を活用するだけの柔軟性を失っていた。彼らに対する抑圧的な裁定は、政治的発言権を独占した科挙エリートと非エリートとの亀裂を深める結果をもたらした。太平天国はまさにこうした社会矛盾を背景として発生したのである。

なお本稿では移民の流入をめぐる社会変化、とくに下層移民を中心に結成された天地会と「土匪」の活動を取りあげることは出来なかった。今後の課題としたい。

註

- 1) P. A. Cohen, *Discovering History in China*, Columbia University Press, 1984 (佐藤慎一訳『知の帝国 主義—オリエンタリズムと中国像』平凡社、1988、51 頁)。
- 2) 菊池秀明『広西移民社会と太平天国』【本文編】【史料編】風響社、1988。
- 3) 周之琦奏、道光二五年四月二八日『宮中檔道光朝奏摺』第 14 輯、284 頁。
- 4) 光緒『鎮安府志』卷 16、経政志一、田賦。
- 5) 李錫泰奏、乾隆一十九年正月一日『宮中檔乾隆朝奏摺』第 7 輯、371 頁。また道光『慶遠府志』卷 16、人物上、篤行には、陳子仁の父親である陳慶邦について「先世広東惠州人、父夢月充營伍、隨征蠻寇、至慶遠遂家焉」とあり、康熙年間の饑饉をきっかけに桂林から小麦の種を持ち帰り、二毛作の展開に努めたとある。
- 6) 班第奏、乾隆一十九年二月初八日『宮中檔乾隆朝奏摺』第 7 輯、550 頁。楊應琚奏、乾隆二〇年正月初五日、同上書第 10 輯、453 頁。
- 7) 謝啓昆奏、嘉慶七年二月初十日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第 12 輯、499 頁。
- 8) 光緒『遷江県志』卷 2、郷里略、十五所所目によると、遷江県の十五所は馬平、上林、遷江の各反乱を平定後、軍官たちを千戸、百戸に任命して「分給逆産、駐兵耕守」させたもので、清初に

所目に改編された後は「編額輸糧」したとある。また第一所は百戸だった凌士返の子孫が所目を世襲していた。

- 9) 那清安奏、道光七年十一月一日、軍機檔、57402号。「広西慶遠府忻城土県韋應祖控単」(道光七年十一月一日)、同57403号。李鴻賓奏、道光8年6月初7日、同60659号。
- 10) 謝啓昆奏、嘉慶七年二月初十日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第12輯、507頁。
- 11) 例えば乾隆6年(1742)に広西巡撫楊錫紱は、雍正9年(1731)に申告のあった武縁県の開墾地337畝について、半分以上にあたる196畝を「墾不成熟」として課税を取りやめた(『高宗実録』巻170、乾隆七年七月庚辰)。また乾隆8年(1743)には平南県の開墾地23,480畝が課税を取り消され、象州の下則荒地塘1,046畝も「磽瘠」を理由として桑麻地扱いになった(『高宗実録』巻186、乾隆八年三月戊辰、同書巻185、乾隆八年二月辛丑)。広東西部の高州、雷州、廉州でも事態は同様で、乾隆11年(1746)の上諭はその原因として「此等地畝、大抵山崗磽瘠居多、開墾原非易易、小民未嘗收穫之益、先慮升科之累、是以未墾者多聽其荒蕪、即已經墾者、亦生畏縮之意」とあるように開墾が容易でないばかりか、人々が課税を恐れて開墾を放棄してしまうと指摘した。そしてこれらの荒地について「令該地民人墾種、一概免其升科」とあるように、非課税の政策を取るように命じている(『高宗実録』巻262、乾隆一一年閏三月辛丑)。なお広西でも上則、中則の水田1畝、旱田3畝以下および下則の水田5畝、旱田10畝以下は課税が免除された(『高宗実録』巻146、乾隆六年七月甲子)。
- 12) 『清史稿』巻307、列伝94、陳宏謀。それによると雲南布政使だった陳宏謀は、広西巡撫金鉞が廢員に復官のため30万畝の開墾地を報告させたことを挙げ、余った田を新墾と偽ったため「田不增而賦日重、民甚病之」であると告発した。乾隆元年(1736)に両広総督鄂彌達が調査を命じられると、陳宏謀は金鉞が「捏墾報捐、欺公眾民」であること、報告された20万畝は「並未開成一畝」であると訴えた。これに対して鄂彌達は「粵西額荒甚多、紳民欺隱不少」と述べたうえで、「查借捐止有一十二萬、並無二十餘萬、各屬查報新墾成熟者、則鬱林一州已有八千餘畝、其餘州縣新墾甚多、陳宏謀所奏不確」「陳宏謀偏信鄉里不實之言、瀆陳天聽」とあるように、陳宏謀の主張は地元の偏った情報に基づいたもので、正確ではないと反論した(『高宗実録』巻45、乾隆二年六月丙戌)。また陳宏謀が3度上奏をおこなうと、乾隆帝は広西人である彼が広西の問題に意見を述べるのは「啓郷紳挾制朝廷之漸」であると批判し、陳宏謀を降格処分にした(『高宗実録』巻53、乾隆二年閏九月甲申)。だが間もなく陳宏謀の主張が正しかったことがわかり、誇大報告分については減税あるいは課税の中止がなされた。8,000畝の開墾地が報告された鬱林州の場合、乾隆6年(1741)に3,890畝分の課税が取りやめられたという(『高宗実録』巻149、乾隆六年八月丙辰)。
- 13) 李鴻賓奏、道光八年六月初七日、軍機檔、60659号。
- 14) 土官の窮乏と統治力の衰退については朱椿奏、乾隆四二年十月二日『宮中檔乾隆朝奏摺』第40輯、497頁を参照のこと。また嘉慶4年(1799)に広西巡撫台布は、土官の所有地が多く漢族移民の手中に入ったこと、土官にはこれらの耕地を自力で買い戻す力がないことを指摘した。そして土地を無理に土官に返却させれば漢族移民の反発を招くと述べ、官當を設置して土官を救済するように主張した(『仁宗実録』巻47、嘉慶四年六月壬子)。いっぽうチワン族土兵の没落については、班第奏、乾隆一十九年二月二日『宮中檔乾隆朝奏摺』第7輯、625頁に記載がある。また嘉慶一十九年(1814)に狼兵、狼田の実態調査を命じられた両広総督蔣攸銛は、「西省之北流、

陞川二縣、其田久經典賣者、于乾隆年間清查時、斷令承買、狼田各戸、每歲捐納狼穀狼糧、給兵領食、現亦遵行。其東省之陽春、東安二縣、雖舊有狼兵名額、但雍正年間已不設充、狼田久經典賣、從未當差、亦無器械、早與齊民無異。現據該狼人等呈稱、情願贖田製械、循復舊制等語、事近百年、更張豈易、未收實效、先啓紛紜、應請毋庸置議」とあるように、狼田を失った狼兵を捐納の穀物によって養ったり、役に立たなくなった狼兵の復活を認めなかった事実を指摘している（蔣攸銛奏、嘉慶一九年十月十九日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第28輯、576頁）。

- 15) 『仁宗實録』卷144、嘉慶十年五月庚戌。
- 16) 何彤然奏、嘉慶一九年八月二八日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第28輯、178頁。
- 17) 蔣攸銛等奏、嘉慶二〇年四月一三日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第31輯、471頁。
- 18) 康紹鏞奏、道光四年閏七月二六日（同『奏稿』廣西巡撫任内、東洋文庫蔵）。
- 19) 康紹鏞奏、道光四年閏七月二六日（同『奏稿』廣西巡撫任内）。
- 20) 『宣宗實録』卷62、道光三年一二月壬寅。
- 21) この阮元の上奏については未見。馬丕瑤奏、光緒一六年十一月二六日『宮中檔光緒朝奏摺』第5輯、803頁に「道光二年（1822）兩廣總督奏定章程、除承耕土司役田各戸、仍照舊例不准考試外、其承耕糧田各戸、與内地佃戸無異、無論曾否退田、俱准送考」とある。
- 22) 李鴻賓奏、道光八年六月初七日、軍機檔、60659号。
- 23) 恩長奏、嘉慶一四年四月一八日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第24輯、186頁。
- 24) 恩長奏、嘉慶一三年五月二一日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第19輯、140頁。
- 25) 稲田清一『西米東運』考——清代の両広関係をめぐって』『東方学』71輯、1986。
- 26) Mark. A. Allee, *Law and Society in late Imperial China: Northern Taiwan in the Nineteenth Century*, Stanford University Press, 1994（中国語版『十九世紀後半的北部台湾』播種者文化有限公司、2003）。
- 27) Allee 前掲書および T'ung-tsu Ch'u（瞿同祖）, *Local Government in China under the Ching*, East Asian Research Center of Harvard University, 1962（范忠信等訳『清代地方政府』法律出版社、2003）。
- 28) 何彤然奏、嘉慶一九年八月二八日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第28輯、178頁。
- 29) 光緒『潯州府志』卷56、紀事（『太平天国時期廣西農民起義史料』上冊、中華書局、1978、132頁）。無論拝上帝会に対する圧力の中心となったのは紫荆山内の生員王作新一族で、このエピソードは事実とは言えないが、金田蜂起に対する人々の受け止め方を良く示している。
- 30) 葉紹楨奏、嘉慶二〇年四月初十日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第31輯、411頁。
- 31) 台斐音奏、嘉慶一九年十一月一七日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第29輯、153頁。
- 32) 蔣攸銛等奏、嘉慶一九年六月二五日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第27輯、122頁。
- 33) 慶保奏、嘉慶二一年正月一四日（慶保『奏稿（廣西巡撫任内）』卷8、東洋文庫蔵）。
- 34) 慶保奏、嘉慶二〇年一二月一一日（慶保『奏稿（廣西巡撫任内）』卷7）。
- 35) 蔣攸銛等奏、嘉慶一九年六月二五日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第27輯、118頁。なおこの蔣攸銛の上奏によると、成林は日頃の「恣意貪婪」を糊塗するために、廣西の「虧欠」が30万両に上ると報告したとの嫌疑がかかった。このとき成林は「接任以來、藤縣、興業、來賓、融縣先後揭報虧空、均已會奏參追。近據藩司詳揭臨桂、陽朔、貴縣、象州四處交代、又有虧短、我因司詳内起自何年何任、既未叙明、所虧正款捐款、又不分晰、隨飭司查明另參。並與藩司史積容面商、統計已參未參各案、將及十萬兩、又訪問各屬節年墊解民欠錢糧、約有十餘萬、雖係尚可徵還之項、

而墊即有虧。我因就要進京、恐將來再有虧案參出、難以懸擬定數、一時識見糊塗、想藩司稟說在二十萬兩左右、即另有虧短之處、再不能多至十萬兩、就冒昧奏稱、約虧三十萬以內、再行分案參追。我在任已經三年、實不敢以一奏塞責、妄希脫卸、但辦理錯謬、罪無可逭」と述べている。彼が相次ぐ「虧空」の報告に動揺し、安易な推計に基づいて上奏したことが窺われる。

- 36) 蔣攸銛等奏、嘉慶一九年十一月一七日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第 29 輯、176 頁。
- 37) 慶保奏、嘉慶二〇年一月初四日（慶保『奏稿（広西巡撫任内）』卷 5）。
- 38) 『仁宗實録』卷 348、嘉慶二三年十月丁卯。
- 39) 台斐音奏、嘉慶一九年八月二五日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第 28 輯、135 頁。慶保奏、嘉慶二〇年十一月一日（慶保『奏稿（広西巡撫任内）』卷 5）。
- 40) 慶保奏、嘉慶二一年五月初三日（慶保『奏稿（広西巡撫任内）』卷 10）。
- 41) 慶保奏、嘉慶二一年五月初六日（慶保『奏稿（広西巡撫任内）』卷 10）。
- 42) 慶保奏、嘉慶二一年六月一三日（慶保『奏稿（広西巡撫任内）』卷 10）。
- 43) 凌雲県（泗城土府）の改土帰流については菊池秀明『広西移民社会と太平天国』【本文編】第 2 章、138 頁を参照のこと。また「免糧官田」とは土官や亭目が世襲的に所有していた非課税田（官庄）のことで、民国『凌雲県志』第 4 編、県地方行政、四、財務行政、乙、賦税には「清以前、凌雲爲土官統治、係屬特殊、日久無徵。改流後、仍沿土例……。如各項雜役、應伏則有伏田、應工則有工食田、應役則役食田、若禁卒田、吹手田、鼓手田、書匠田、鞞匠田、柴薪田」とある。本文で登場する柴、薪、夫役の負担はこうした土地に科されたものと考えられる。
- 44) 恩長奏、嘉慶一三年二月一八日、六月一三日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第 17 輯、711 頁、同書第 19 輯、773 頁、784 頁。
- 45) 例えば花戸である曾成富の供述には「我等應完錢糧、向來俱係用銀、自封投柜。惟有嘉慶十年二月李州官出示後、至六月十二日止、曾經折錢交納。我等有銀者仍舊交銀、自從楮州官撤示後、我等照舊一樣完銀」とある（恩長奏、嘉慶一三年六月一三日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第 19 輯、773 頁）。
- 46) 菊池秀明『広西移民社会と太平天国』【本文編】第 2 章、145 頁。
- 47) 例えば咸豐年間に抗糧暴動が発生した山西壺関県の場合、「向來征收錢糧、衆花戸因本地銀色低潮、須赴隣境覓買足銀、諸多不便、故按時估交錢、由縣代買紋銀批解、歷久相沿、官民稱便」とあるように、人々は時価に応じた額を錢で納税し、官が一括して銀に変えることになっていた（王慶雲奏、咸豐六年二月二九日『宮中檔咸豐朝奏摺』第 16 輯、163 頁）。また趙城県では「花戸完納錢糧、向赴河南清化鎮一帶買銀交納、諸多不便。因託本城錢行總頭代爲買銀交櫃、歷久相沿、民無異議」とあり、有力な両替商が銀への交換を引き受けていた（王慶雲奏、咸豐五年一二月一四日、同書第 15 輯、262 頁）。
- 48) 恩長奏、嘉慶一三年六月一三日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第 19 輯、784 頁。
- 49) 慶保奏、嘉慶二一年六月一三日（慶保『奏稿（広西巡撫任内）』卷 10）。
- 50) 恩長奏、嘉慶一三年六月一三日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第 19 輯、784 頁。
- 51) Allee 前掲書、p. 197。なお同書で総理は Overseers と翻訳されている。
- 52) Philip C. C. Huang (黄宗智), *The Peasant Economy and Social Change in North China*, Stanford University Press, 1985, p. 50. (中国語訳『華北の小農經濟與社會變遷』香港牛津大学出版社、1994)。Prasenjit Duara, *Culture, Power, and the State: Rural North China, 1900-1942*, Stanford

University Press, 1988, pp. 52-57.

- 53) 塚田誠之『壮族社会史研究——明清時代を中心として』国立民族学博物館研究叢書 3、2000、99 頁。
- 54) 菊池秀明『広西移民社会と太平天国』【本文編】第 1 章、103 頁。
- 55) 恩長奏、嘉慶一三年六月一三日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第 19 輯、773 頁。
- 56) 恩長奏、嘉慶一三年六月一三日『宮中檔嘉慶朝奏摺』第 19 輯、784 頁。